

第百二十八回国会参議院内閣委員会會議録第一号(その一)

平成五年十月二十八日(木曜日)
午後一時一分開会

委員氏名

委員長 岡部 三郎君
理事 板垣 正君
理事 合馬 敬君
理事 畠 正敏君
理事 山口 哲夫君
理事 井上 孝君
理事 木宮 和彦君
理事 村上 正邦君
理事 守住 有信君
理事 瀬谷 英行君
理事 三石 久江君
理事 村沢 牧君
理事 大久保直彦君
理事 井上 哲夫君
理事 寺澤 芳男君
理事 吉田 之久君
理事 藤澤 弘君
理事 田村 秀昭君
理事 赤桐 操君

委員

守住 有信君
三石 久江君
村沢 牧君
大久保直彦君
寺澤 芳男君
吉田 之久君
藤澤 弘君
永野 茂門君
國務大臣
國務大臣(総務庁長官) 石田幸四郎君
國務大臣(防衛庁長官) 中西 啓介君
國務大臣(総務庁長官) 池ノ内祐司君
國務大臣(防衛庁長官) 八木 俊道君
事務局長 菅野 清君
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件
○行政手続法案(内閣提出、衆議院送付)
○行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岡部三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十七日、田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として永野茂門君が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) この際、國務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

中西防衛庁長官。

○國務大臣(中西啓介君) 先般、防衛庁長官を拝命いたしました中西啓介でございます。岡部委員長を初め、委員の皆様にごあいさつを申し上げます。

国内外の諸情勢が激動しているこの時期に、我が国の防衛という国家存立の基本にかかわる崇高な任務に携わることになり、その使命と責任の重大さを痛感している次第であります。

私は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保ち、さらには国際社会における我が国の責務を果たすため、国の防衛政策の推進に全身全霊を傾けてまいり、この分野に精通しておられる皆様方の御指導、御支援をいただくことにより全うすることができると考えております。

どうぞ今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。一言ごあいさつにかえる次第でございます。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(岡部三郎君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡部三郎君) 行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。石田総務庁長官。

○國務大臣(石田幸四郎君) ただいま議題となりました行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、行政手続法案について御説明いたします。行政手続の法的整備については、昭和三十七年に行政庁の処分に対する不服申し立ての手続を定める一般法として行政不服審査法が制定されておりますが、行政庁の処分の事前手続についてはこれまで一般法がなく、個別の法律による措置にゆだねられてきております。

このため、従来から、事前手続における不備・不統一が生じていること、必要な手続規定が欠如しているものがあること、等の指摘がなされております。また、近年においては、行政運営において行政指導が多用される傾向があること、あるいは処分によっては審査の処理や基準が明確にされていないこと等の指摘がなされるなど、国内のみならず諸外国からも、公正で透明な行政運営の確保を求める声が高まっております。

このような情勢にかんがみまして、政府におきましては、さきに臨時行政改革推進審議会に対して行政手続法の統一・的な整備について諮問し、審議を求めたところ、一昨年十二月に答申を得ましたので、これに基づきまして、このたび行政手続法案として取りまとめたものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に關し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透

明いたします。

この法律案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に關し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透

明いたします。

明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、申請に対する処分に関しまして、その迅速かつ透明な処理を確保する観点から、必要な規定を整備するものであります。すなわち、申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたときは公にしておくとともに、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適合なものであっても、速やかに応答することとしております。また、申請に関する審査基準を定め、これを原則として公表するとともに、申請により求められた許可等を拒否する場合にはその理由を示すこととし、さらに、第三者の利害を考慮すべきことが許可等の要件とされているものについては当該第三者の意見を聞くよう努めることとしております。

第二に、不利益処分につきましては、行政運営における公正の確保を図るとともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、必要な規定を整備するものであります。すなわち、不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の機会を与えるため、あらかじめ通知するとともに、許可の取り消し等の処分については聴聞手続、その他の不利益処分については弁明の機会の付与の手続をとることとし、それぞれについて、所要の規定を整備することとしております。また、不利益処分をするかどうかの判断の基準を定め、公にしておくよう努めるとともに、不利益処分をする際には、その名あて人に對し、原則として、その理由を示すこととしております。

第三に、行政指導に関しまして、その透明性及び明確性を確保する観点から、基本原則及び方式等を明らかにしたものであります。すなわち、行政指導は所掌事務の範囲を超えて行つてはならないこと及び行政指導の内容は相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならぬこととしているほか、申請に関連する行政指導や許可権限を背景に行われる行政指導について規定を設けております。また、行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責任者を明らかにするとともに、相手方からの求めがあれば、原則として、これらを記載した書面を交付することとしたとしております。さらに、複数の者に対して行政指導をしようとするときには、あらかじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表することとしたとしております。

第四に、行政は極めて多岐にわたるものであるため、本法案の規定をすべての分野に一律に適用することは適当でないことから、一定のものについては適用除外とすることとしたとしております。すなわち、行政分野の特殊性に応じた独自の手続体系を有しているもの、あるいは行政庁との間で特別な規律に基づく関係にある者や、特殊法人などの特別の地位を有する法人に対して行われる処分など行政手続法案の規定を適用することが適当でないものについては、これを本法律案の対象から除外する規定を設けております。

次に、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明いたします。この法律案は、行政手続法が、行政庁が処分を行おうとする場合の手続に関する一般法として施行されるのに伴ひまして、関係法律三百六十件について、必要な規定の整備を行おうとするものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、行政手続法の規定と重複する手続規定を削除したことであり、このうち、行政手続法において、不利益処分をする場合には、原則として、聴聞手続または弁明の機会の付与の手続をとることとしたため、関係法律において既に存在している同趣旨の規定を削除しております。

第二に、聴聞手続または弁明の機会の付与の手続をとるべき場合の区分の特例その他行政手続法の規定の特例となる事項について、必要な規定を定めたことであります。

第三に、行政手続法において、不利益処分をしようとする場合に行われる聴聞手続についての規定を整備することに伴ひ、関係法律に規定されている聴聞という名称を整理したことであり、第四に、それぞれの行政分野において独自の手続体系が定められており、それによるものが適当と認められるもの、あるいは、処分の性質上、行政手続法に定める手続になじまないもの等につきまして、行政手続法に定める関係規定の対象から除外することとしたことであります。

これらは、いずれも、行政手続法の趣旨及び現行制度の運用の実態等に照らし必要とされる関係法律の改正であります。

以上が、行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(岡部三郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日(これにて)散会いたします。

午後一時十二分散会

十月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する請願(第五号)(第二〇号)

第五号 平成五年九月十九日受理
防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する請願
請願者 東京都大田区上池台二六ノ一五
富士信夫 外九名

紹介議員 板垣 正君

理由 一、防衛庁市ヶ谷駐屯地の「市ヶ谷台一号館」を保存するための必要な措置を採ること。

「市ヶ谷台一号館」には、さきの大戦においては、大本営、参謀本部、陸軍省等が置かれ、戦後はその大講堂において「極東国際軍事裁判」が行われた。我が国の歴史が刻み込まれた、この「市ヶ谷台一号館」は、重要な建造物として、保存すべきである。

第二〇号 平成五年九月二十二日受理
防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する請願(二通)
請願者 東京都中野区上高田一ノ三九ノ一
四 斎藤鶴子 外五十名

紹介議員 阪 正敏君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

十月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、人事院勧告の早期完全実施に関する請願(第四八号)

第四八号 平成五年九月二十九日受理
人事院勧告の早期完全実施に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 二階堂幸治

紹介議員 会田 長栄君

人事院は、去る八月三日、内閣と国会に對し、「給与・勤務時間に関する報告と給与勧告」を行つた。人事院勧告は、公務員が労働基本権の制約を

受ける代償措置であり、公務員にとり唯一の労働条件改善の機会である。ついで、今年の勧告は、人事院勧告史上二番目の低額勧告であるとは言え、この勧告及び報告が国民生活や景気全体へ及ぼす影響が大きいことを十分配慮し、完全実施を直ちに閣議決定するとともに、給与法案等の早期成立に最善の努力を払われたい。

十月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、行政手続法案
- 一、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

行政手続法案

〔本号(その二)に掲載〕

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

十月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する諸願(第一二八号)

第一二八号 平成五年十月八日受理

防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する諸願

請願者 岐阜県加茂郡七宗町上麻生二、一

四四ノ八 中島英治 外四名

紹介議員 瓶 正敏君

この諸願の趣旨は、第五号と同じである。

十月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月二十二日)

- 一、行政手続法案
- 一、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

関する法律案

十月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

平成五年十一月四日印刷

平成五年十一月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第百二十八回国 参議院 内閣委員会 會議録 第一号 (その二)

(本号(その二)参照)

行政手続法案
行政手続法

目次

- 第一章 総則(第一条 第四条)
- 第二章 申請に対する処分(第五条 第十一条)
- 第三章 不利益処分
- 第一節 通則(第十二条 第十四条)
- 第二節 聴聞(第十五条 第二十八条)
- 第三節 弁明の機会の付与(第二十九条 第三十一条)
- 第四章 行政指導(第三十二条 第三十六条)
- 第五章 届出(第三十七条)
- 第六章 補則(第三十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的等)

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第三十八条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む

む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則(規程を含む。以下同じ。)をいう。

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に對し何らかの利益を付与する処分(以下「許可等」という。)を求める行為であつて、当該行為に對して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許可等効力の失を免れる処分であつて、当該許可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使する

ることを認められた職員

ロ 地方公共団体の機関(議會を除く。)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七 届出 行政庁に對し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられてゐるもの(自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議會の議決によつてされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議會の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官會議で決すべきものとされている処分

五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、檢察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導

導並びに証券取引又は金融先物取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に對してされる処分及び行政指導

八 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置場(警視庁、道府県警察本部(方面本部を含む。))又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)、海上保安庁の留置場(管区海上保安本部、海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に置かれる人を留置するための施設をいう。)、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

九 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。))又は公務員であつた者に對してその職務又は身分に關してされる処分及び行政指導

十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に關する処分及び行政指導

十一 専ら人の学識技能に關する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。))及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行に必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

2 前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれていないものに限る。)及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれていないものに限る。)については、次章から第五章までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの(当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。)については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

3 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合において、その指定を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又は職員その他の者が当該事務に従事することに関し公務に従事する職員とみなされるときは、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に關し監督上される処分(当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。)については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

第二章 申請に対する処分

第五条 (審査基準) 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たつては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に關する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもつて自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準) 第十二条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たつては、

当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具體的なものとしなければならない。
(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
イ 許可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。
二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至つたことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

二 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

二 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

二 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

二 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

二 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱ひについて

て遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に對し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し追つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所
四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)
第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができ、

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)
第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益

益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に對し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。

(文書等の閲覧)
第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に對し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に於て必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)
第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人
二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
四 前三号に規定する者であったことのある者
五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方法)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出席した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問をすることができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出席しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出席に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出席した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(執行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出席した当事者及び参加人に対しは、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)
第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出席しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調査及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十三条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号

(第二十二條第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出席しなかつた者については、この限りでない。
(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分における名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方法)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方法)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 不利益処分の原因となる事実
三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による

弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、「同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合において行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書(前項の書面を含む)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第五章 届出

(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第六章 補則

(地方公共団体の措置)

第三十八条 地方公共団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政

運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に第十五条第一項又は第三十条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に、届出その他政令で定める行為(以下「届出等」という。)がされた後一定期間内に限りすることができると定められている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律

目次

第一章 総則(第一条—第二十六条)

第二章 法務省関係(第二十七条—第四十四条)

第三章 外務省関係(第四十五条—)

第四章 大蔵省関係(第四十六条—第七十四条)

第五章 文部省関係(第七十五条—第八十四条)

第六章 厚生省関係(第八十五条—第一百四十八條)

第七章 農林水産省関係(第一百四十九条—第一百九十一条)

第八章 通商産業省関係(第一百九十二条—第二

百五十四条)

第九章 運輸省関係(第二百五十五条—第二百九十六条)

第十章 郵政省関係(第二百九十七条—第三百三三條)

第十一章 労働省関係(第三百三十四条—第三百九条)

第十二章 建設省関係(第三百二十条—第三百五十条)

第十三章 自治省関係(第三百五十一条—第三百六十条)

附則

第一章 総則府関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第七項中「聴聞を行なわなければならない」とを「意見を聴取を行なわなければならない」と改める。

第八章第二節第七十條の二を第七十條の三とし、第七十條の次に次の一條を加える。

第七十條の二 公正取引委員会がする第六十五條第一項に規定する認可又は承認の申請に係る処分その他この節の規定による審決その他の処分(第四十六條第二項の規定によつて審査官がする処分及び第五十一條の二の規定によつて審査官がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第二条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「排除命令」とを「前項の規定による命令(以下「排除命令」という。))に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第三項後段を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

る法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三十三項、第三十四条第二項若しくは第三十五条の規定により営業の停止を命じ、又は第三十条第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第八条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号に該当すると認めたと者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法

第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(古物営業法の一部改正)

第四条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「営業を停止された」を「営業の停止を命じられた」に、「営業を停止する」を「その古物商の営業の停止を命ずる」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十五条 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項の規定により古物商若しくは市場主の営業の停止を命じ、又は同条第三項の規定により行商若しくは競り売りの停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(質屋営業法の一部改正)

第五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「質屋営業を停止された」を「質屋営業の停止を命じられた」に、「営業を停止する」を「その質屋営業の停止を命ずる」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十六条 公安委員会は、前条の規定により質屋営業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第六条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九条の九第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第十条の八中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十二条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 第十一条第一項から第五項までの規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法律第 号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

3 第十一条第一項から第五項までの規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(道路交通法の一部改正)

第七条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)

の一部を次のように改正する。

第七十四条の二中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第七十五条第四項中「公開による聴聞」を「行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞」に改め、後段を削り、同条第五項を次のように改める。

5 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第七十五条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「聴聞を行う場合において」を「第四項の聴聞の主宰者は」に改め、「公安委員会は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

7 第四項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第百条の二第一項第二号中「第百四条の二第一項」を「第百四条の二の二第一項」に改める。

第百三条第三項中「こえない」を「超えない」に改め、「第百四条第一項の」の下に「意見の聴取又は」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第百四条の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「第百三条第一項又は第二項」を「第百三条第二項第二号」に、「こえない」を「超えない」に改め、「その期間」の下に「次条第一項において同じ」を、「処分移送通知書」の下に「(同条第二項第二号に係るものに限る。)」を加え、「聴聞を行わなければならない」を「意見の聴取を

行わなければならないに改め、「において、公安委員会は、の下に、意見の聴取の期日の一週間前までに、」を加え、「聴聞の」を「意見の聴取の」に改め、「期日の一週間前までに」を削り、同条第二項中「聴聞を」意見の聴取に改め、同条第三項中「聴聞を行なう」を「意見の聴取を行う」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「聴聞を行わなう」を「意見の聴取を取り消し、又は免許の効力を停止する」を「意見の聴取を行わないで第百三十三条第二項又は第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止（同条第二項第二号に係るものに限る。）をする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「聴聞を」意見の聴取に改め、同項を同条第五項とする。

第百四条の二第三項中「第六項の聴聞を」第六項において準用する第百四条の意見の聴取に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第百四条（第三項を除く。）の規定は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消す場合について準用する。

第百四条の二第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条を第百四条の二の二とする。

第百四条の次に次の一条を加える。

（聴聞の特例）

第百四条の二 公安委員会は、第百三十三条第二項又は第四項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき（同条第二項第二号に係る場合を除く。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞又は第百三十三条第一項の規定による免許の取消し若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第二号に係るものを除く。）に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の

一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主事者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の關係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

第百六条及び第百七条第二項中「第百四条の二第一項」を「第百四条の二の二第一項」に改める。

第百七条の五第三項中「公安委員会が、第一項を」公安委員会が第一項第二号に該当して同項に改め、「その期間」の下に「以下この項において同じ。」を、「含む」の下に「以下この項において同じ。」を、「処分移送通知書」の下に「（第一項第二号に係るものに限る。）」を、「場合について」の下に「第百四条の二の規定は公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する第百三十三条第三項の処分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の交付を受けた場合について」を加え、後段を次のように改める。

この場合において、第百四条第四項中「第百三十三条第二項又は第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止（同条第二項第二号に係るものに限る。）をする」とあるのは「第百七条の五第一項又は同条第八項において準用する第百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）をする」と、第百四条の二第二項中「前項の聴聞又は第百三十三条第一項の規定による免許の取消し若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第二号に係るものを除く。）に係る聴聞」とあるのは「前項の聴聞」と読み替へるものとする。

第百八条の五第四項及び第百八条の十一第三項を削る。

第百十三条の二を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

（行政手続法の適用除外）

第百十三条の二 第七十七條第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十條第三項の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに同条第四項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七條の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）を、第百三十三條第一項又は第四項の規定による免許の取消し（公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき、第八十八條第一項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認定した者に係るものに限る。）を、第百三十三條第二項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第二項第二号に係るものに限る。）を、同条第六項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項及び同条第八項において準用する第百三十三條第四項の規定による自動車等の運転の禁止（公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第八十八條第一項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認定した者に係るもの及び第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

第百十四條の二第二項中「供与及び聴聞を」付与、聴聞及び意見の聴取に、「行なわせる」を「行わさせる」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正）

第八條 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

（聴聞の特例）

第十條 公安委員会は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第 号）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五條第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（警備業法の一部改正）

第九條 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條」を「第十六條の二」に、「第十六條の二」を「第十六條の三」に改める。

第十六條を次のように改める。

（聴聞の特例）

第十六條 公安委員会は、前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分を除く。以下この条におい

て同じ)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第四条の五、第十一条の三第四項(第十一條の六第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第四条の五、第十一条の三第四項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第四条の五、第十一条の三第四項又は前条の規定による処分に係る聴聞の主事者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第十六条の二を第十六条の三とし、第六章中第十六条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第十六条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第三条第五号に該当すると認めた者について行う第四条の五、第十一条の三第四項又は第十五条の規定による処分及び同条第二項第二号に掲げる者に係る同項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十三條―第四十四條)」を「(第三十三條―第四十五條)」に、「(第四十五條―第四十九條)」を「(第四十六條―第五十條)」に改める。

第五条(見出しを含む)中「聴聞」を「意見聴取」に改める。

第六条第一項中「聴聞」を「意見聴取」に、「聴聞調査」を「意見聴取調査」に改める。

第三十四條(見出しを含む)、第三十五條第一項、第三項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十九條第一号から第三号まで、第五号及び第九号並びに第四十一條第二号中「聴聞」を「意見聴取」に改める。

第七章中第四十九條を第五十條とし、第四十五條から第四十八條までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第四十四條を第四十五條とし、第四十三條を第四十四條とし、第四十二條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第四十三條 第二章から第四章まで及び第六章の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)
第十一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「聴聞会」を「公聴会」に改める。

(国家公務員法の一部改正)
第十三條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八條の三第六項中「第八項」を「第九項」に改め、後段を削り、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第十項を削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)
第十四條 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

第八條第四項を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)
第十五條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九條を次のように改める。

の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む)、第二十條、第二十二條の三第三項、第三十三條、第四十一條第三項、第四十六條の七、第五十一條の十四、第五十六條、第六十一條の六、第六十一條の二十一又は第六十一條の三十七(第六十一條の四十一第三項、第六十一條の四十二第三項及び第六十一條の四十三第三項において準用する場合を含む)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第七十條に次の一項を加える。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)
第十六條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四條を次のように改める。

(聴聞の特例)
第四十四條 科学技術庁長官は、第二十六條の規定による使用、販売又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五

年法律第 号)第十三条第一項の規定に

よる意見陳述のための手続の区分にかかわら

ず、聴聞を行わなければならない。

2 第十二条の七、第二十六条、第三十五条第

五項又は第四十一条の六第二項(第四十一条
の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十
一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第
四十一条の十九第三項において準用する場合
を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日
における審理は、公開により行わなければな
らない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七
条第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない。
第四十五条の見出しを「(不服申立て等)」に改
め、同条に次の一項を加える。

3 この法律の規定による処分については、行
政手続法第二十七条第二項の規定は、適用し
ない。

(技術士法の一部改正)

第十七条 技術士法(昭和五十八年法律第二十
五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十六条 第二十四条の規定による処分に係
る聴聞の期日における審理は、公開により行
わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成
五年法律第 号)第十七条第一項の規定
により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞
に関する手続に参加することを求めたときは
は、これを許可しなければならない。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 科学技術庁長官は、前条第一項第二号又は
第二項の規定による技術士又は技術士補の登
録の取消し又は名称の使用の停止の命令をす
る場合においては、聴聞又は弁明の機会の付

与を行った後、第四十八条に規定する技術士
審議会の意見を聴いてするものとする。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第十八条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七
年法律第三十二号)の一部を次のように改正す
る。

第八条第三項及び第五項中「聴聞」を「意見ノ
聴取」に改める。

第十四条第十二項後段を削る。

(温泉法の一部改正)

第十九条 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五
号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「第二十一条」を「第二
十一条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 都道府県知事が、第六条(第八条
第二項において準用する場合を含む。、第九
条第一項又は第十八条の規定による命令をし
ようとするときは、行政手続法(平成五年法
律第 号)第十三条第一項の規定による
意見陳述のための手続の区分にかかわらず、
聴聞を行わなければならない。

2 第五条(第八条第二項において準用する場合
を含む。、第六条(第八条第二項において
準用する場合を含む。、第九条第一項又は第
十八条の規定による処分に係る聴聞の期日)
における審理は、公開により行わなければなら
ない。

(建築物用地下水の採取の規制に関する法律の
一部改正)
第二十条 建築物用地下水の採取の規制に関する
法律(昭和三十七年法律第百号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十条第三項を削り、同条第四項を同条第三
項とする。

第十七条第二号中「第四項」を「第三項」に改め
る。
(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する
法律の一部改正)

第二十一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制
に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を
次のように改正する。

第十八条の見出し並びに同条第一項及び第三
項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に
関する法律の一部改正)

第二十二條 首都圏の既成市街地における工業等
の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七
号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十三条 知事等は、第十一条の規定による処
分をしようとするときは、行政手続法(平成
五年法律第 号)第十三条第一項の規定
による意見陳述のための手続の区分にかかわ
らず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条又は第十一条の規定による処分に係
る聴聞の期日における審理は、公開により行
わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七
条第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない。
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚災害に対処するための特別の財
政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百
五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「及び第十三条」を「から第
十三条まで」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第二十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭
和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四十三条第一項を次のように改める。

国土庁長官又は都道府県知事は、第四十条
の規定による不動産の鑑定評価の禁止をしよ

うとするとき、又は第四十一条の規定による
業務の停止を命じようとするときは、行政手
続法(平成五年法律第 号)第十三条第一
項の規定による意見陳述のための手続の区分
にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
第四十三条第三項を第四項とし、第二項
を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え
る。

2 第四十条又は第四十一条の規定による処分
に係る聴聞の主事者は、必要があると認める
ときは、参考人の意見を聴かなければならな
い。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限
に関する法律の一部改正)
第二十五条 近畿圏の既成都市区域における工場
等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百
四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十二条 知事等は、第十条の規定による処分
をしようとするときは、行政手続法(平成五
年法律第 号)第十三条第一項の規定に
よる意見陳述のための手続の区分にかかわら
ず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条又は第十条の規定による処分に係
る聴聞の期日における審理は、公開により行
わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七
条第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない。
(農住組合法の一部改正)

第二十六条 農住組合法(昭和五十五年法律第八
十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第五号中「第八十四条第一
項」を「第八十四条」に改める。
第八十四条第二項を削る。

第八十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第二章 法務省関係

(民法施行法の一部改正)

第二十七条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を削る。

第二十五条ノ二第一項中「理事」を「民法第七十一条又ハ第二十三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ場合ニ於テ理事」に、「主務官庁ハ前条ノ」を「主務官庁(其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ハ其」に改め、同条第二項中「前条」を「同項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十五条ノ三中「第二十五条」を「前条第一項」に改め、同条を第二十五条ノ二とする。

(供託法の一部改正)

第二十八条 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ七を第一条ノ八とし、第一条ノ三から第一条ノ六までを一条ずつ繰り下げ、第一条ノ二の次に次の一条を加える。

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第 号)第二章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(不動産登記法の一部改正)

第二十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 審査請求(第百五十二条―第百五十七条ノ二)」を「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外(第百五十一条ノ九)」に改める。

第四十ノ二の次に次の一章を加える。

第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外

第百五十一条ノ九 登記官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び

第三章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

第三十条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第 号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記官ノ処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

(戸籍法の一部改正)

第三十一条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六章中第百八条の前に次の一条を加える。

第百七条の二 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十二条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護観察の終了等(第四十三条―第四十八条)」を「第三節 保護観察の終了等(第四十三―第四十八條)」に改める。

第三十三節の二 行政手続法の適用除外

第四十八條の二 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(弁護士法の一部改正)

第三十三条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「登録換」を「登録換え」に、「すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びその理由を書面により」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三項中「すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びその理由を書面により」に改める。

第十五条第二項中「登録換」を「登録換え」に、「すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びその理由を書面により」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条の二 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第四十九條の二を第四十九條の三とし、第四十九條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十九條の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法(第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(国籍法の一部改正)

第三十四条 国籍法(昭和二十五年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を次のように改める。

3 前項の宣告に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(司法書士法の一部改正)

第三十五条 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第六條の九第三項中「及び第二項」を削る。

第十三条 法務局又は地方法務局長は、前条第二号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(更生緊急保護法の一部改正)

第三十六条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

(行政手続法の適用除外)

第四條の二 更生保護については、行政手続法(平成五年法律第 号)第四章の規定は、適用しない。

第九條第四項から第六項までを削る。

第十一條第三号及び第十五條の二中「第九條第一項から第三項まで」を「第九條」に改める。

第十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九條第一項から第三項まで」を「第九條」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第三十七條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八條の七第三項中「及び第二項」を削る。

第十三條第二項から第四項までを次のように改める。

2 法務局又は地方法務局長は、前項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項第二号又は第三号の処分に係る行政手続法第十五條第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、当該調査士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

(外国人登録法の一部改正)

第三十八條 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十五條の三 この法律の規定に基づく処分に

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(破壊活動防止法の一部改正)

第三十九条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十六条の二 公安審査委員会がこの法律に基づいてする処分(第二十二條第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第四十条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十五条 この法律に基づいて行う処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第四十一条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十一条の二 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(売春防止法の一部改正)

第四十二条 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十七条の二 第二十四条から前条まで及び第二十九条の規定による処分及び行政指導に

ついては、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第四十三条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を第百十四条の二とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第百十四条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第百十九條中「第百十四條」を「第百十四條の二」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第四十四条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「第五十九條」を「第五十八條の二」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十條第三項中「第十一條及び第十五條」を「及び第十一條」に改める。

第五章中第五十九條の前に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第五十八條の二 行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、日本

弁護士連合会及び弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、適用しない。

第三章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第四十五条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定に基づき同項第一号又は第二号の場合において行う一般旅券の返納の命令(第十三條第一項第一号又は第四号の二)に該当する者に対して行うものを除く。について

は、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第十九條の二第一項中「前條第三項」を「前條第四項」に改める。

第二十一條第二項中「第十九條第三項」を「第十九條第四項」に改める。

第四章 大蔵省関係

(保険業法の一部改正)

第四十六條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項から第四項までを次のように改める。

主務大臣前項ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ命ズル処分ヲ為サントスルキハ行政手続法第十

三條第一項ノ規定ニ依リ意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ処分ニ係ル聴聞ヲ行ハントスルキハ其ノ期日ノ二週間前迄ニ行政手続法第十五條第一項ノ通知ヲ為シ且

聴聞ノ期日及場所ヲ公示スベシ

前項ニ規定スル聴聞ノ期日ニ於ケル審理ハ公開ニヨリ行フベシ

第十二條ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「意見ノ聴取」に改め、同條第四項中「前項ノ聴聞」を「第三項ノ規定ニ依リ」に改め、「規定ニ依リ当該聴聞」を削り、同條第五項中「第三項ノ聴聞」を「第三項ノ意見ノ聴取」に、「当該聴聞ノ請求ニ付」を「第一項ノ請求ニ付」に、「当該聴聞ノ請求ニ係ル」を「当該請求ニ係ル」に改め、同條第六項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ処分ニ付テハ行政手続法第三章(第十二條及第十四條ヲ除ク)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十二條ノ四第三項の次に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ意見ノ聴取ヲ行ハントスルキハ其ノ期日ノ二週間前迄ニ当該意見ノ聴取ヲ行ハントスル理由並ニ意見ノ聴取ノ期日及場所ヲ同項ノ利害関係人及損害保険会社ニ通知シ且意見ノ聴取ノ期日及場所ヲ公示スベシ

第三項ノ意見ノ聴取ニ於テハ同項ノ利害関係人及損害保険会社又ハ此等ノ者ノ代理人出頭ノ上自己ノ為釈明ヲ為シ且有利ナル証拠ヲ提出スルコトヲ得

第十二條ノ五第一項中「公開ニヨリ聴聞ヲ行ヒタル後当該聴聞ニ係ル」を「当該」に改め、同條第二項中「前項ノ聴聞ノ場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依リ処分ヲ為サントスルキハ行政手続法第十三條第一項ノ規定ニ依リ意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第百條第二項中「第十二條第二項乃至第四項」を「第十二條第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依リ処分ヲ為サントスルキハ行政手続法第十三條第一項ノ規定ニ依リ意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

(証券取引法の一部改正)

第四十七條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「届出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十條第一項中「生ぜしめない」を「生じさせない」に、「届出者に通知して当該職員をして審

間を行わせた後、理由を示しを「届出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十一条第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを届出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の九第一項中「提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを提出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の十第一項中「提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを提出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の十一第一項中「提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを提出者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十七条の八第四項中「公開買付者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを公開買付者に対し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六条第一項中「しないこととし、又は前条の規定に基づく処分をしようとするを、しないこととする」に改め、「又は処分を受けることとなる証券会社を削り、当該職員をして」を「当該職員に」に改め、「又は証券会社を削り、行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「附するを付する」に、「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十二条の二第四項を次のように改める。
大蔵大臣は、前項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十二条の二に次の一項を加える。
第三十六条第三項の規定は、第三項の処分について準用する。

第四十三条の二第三項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。
第五十四条第三項及び第六十条第二項中「第三十六条」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第二項中「第三十六条」を「第三十

六条第一項及び第三項に、「場合に、これを」を「場合について」に改める。

第六十四条の三第二項を次のように改める。
大蔵大臣は、前項の規定により外務員の職務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十四条の三に次の一項を加える。
第三十六条第三項の規定は、第一項の処分について準用する。

第六十四条の五第五項中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十五条の二第二項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。
第七十一条第二項中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。

第七十二条中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。
第七十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、「当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行わせた後」及び「理由を示しを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条各号を次のように改める。
一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合
二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売

買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合
第七十九条に次の一項を加える。
前項第二号に掲げる場合における登録の取消命令に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第七十九条の九中「当該役員に通知して当該職員をして審問を行わせた後、協会に対し理由を示しを」を「協会に対し」に改める。

第七十九条の十二中「協会に対し通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「協会に対し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の十三中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しを削り、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第八十四条第二項中「書面を以て」を「書面により」に改め、後段を削る。

第八十五条中「第八十三条第二項各号の」を「第八十三条第二項各号のいずれかに」に改め、「当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第八十三条中「基く」を「基づく」に、「当該役員に通知して当該職員をして審問を行わせた後、証券取引所に対し理由を示し」を「証券取引所に

対し、に改める。

第百十九条中「基く」を「基づく」に改め、「当該発行者に通知して当該職員をして審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百十九条に次の一項を加える。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第百五十五條第一項中「当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條中「証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し」を「証券取引所に通知し、に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條の四第二項中「次の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「終つた」を「終つた」に改め、同項第三号中

「第百五十六條の十二」を「第百五十六條の十二第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「次のイからハまでの」を「次のイからハまでのいずれか」に改め、同号ロ中「第百五十六條の十二」を「第百五十六條の十二第一項」に、「取消」を「取消し」に改める。

第百五十六條の五中「第八十五條中「第八十三條第二項各号の」を「同条中「第八十三條第二項各号の」に、「第百五十六條の四第二項各号の」を「第百五十六條の四第二項各号の」に改める。

第百五十六條の六第二項中「貸付」を「貸付け」に、「またたける」を「妨げる」に改め、「理由を示し」を削る。

第百五十六條の八中「貸付」を「貸付け」に改め、「証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條の十第三項中「もの」を「者」に、「基く」を「基づく」に改め、「その役員に通知して当該職員に審問を行わせた後」及び「理由を示し」を削る。

第百五十六條の十二中「基く」を「基づく」に改め、「当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、理由を示し」を削り、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百七十八條中、「当該証券会社又は会員に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削り、同条に後段として次のように加える。
この場合においては、行政手続法第十三条

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百八十六條の次に次の一項を加える。

第百八十六條の二 この法律の規定による処分に係る聴聞は、公開して行う。ただし、聴聞される者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第百八十七條中「審問の下に」を「この法律の規定による処分に係る聴聞」に改める。

第百九十三條の二第五項中、「当該公認会計士又は監査法人に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百九十三條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第百九十九條第三号中「第七十九條の十二」を「第七十九條の十三第一項」に、「第百五十六條の十二」を「第百五十六條の十二第一項」に改める。

第二百六十六條第三号中「第七十九條」を「第七十九條第一項」に、「第百十九條」を「第百十九條第一項」に改める。

(公認会計士法の一部改正)
第四十八條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第四項を次のように改める。

4 大蔵大臣は、前二条の規定により戒告又は一年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第百三十三号)第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

なければならない。

第三十二條第五項本文中「前項の規定による聴聞」を「聴聞」に、「聞いて、これを」を「聴いて」に改め、ただし書を削る。

(保険募集の取締に関する法律の一部改正)
第四十九條 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「聴聞させなければ」を「意見を聴取させなければ」に改め、同条第三項中「聴聞される」を「意見を聴取される」に、「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞を」を「意見の聴取を」に改める。

第七條の二第二項を削る。

第七條の三の見出しを「登録の抹消」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第三号中「聴聞させた」を「意見を聴取させた」に改める。

第二十條第二項を次のように改める。
2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、理由を記載した文書をもつて、その旨を当該生命保険募集人又は損害保険代理店に通知しなければならない。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)
第五十條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十條の三第三項中「公開による聴聞を行」を「公開により」に、「但し」を「ただし」に、「聴聞を行わないで」を「事情聴取を行わないで」に改め、同条第四項中「聴聞」を「事情聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「外を」を「ほか」に、「聴聞」を「事情聴取」に改め、同条第六項中「聴聞」を「事情聴取」に改め、同条第七項中「聴聞」を「事情聴取」に、「申立」を「申立て」に改める。

第十條の十二第二項中「前項」を「第一項」に、

「基き」を「基づき」に、「保険業法第十条第一項の認可があつたものとみなす」を「同条第一項の認可があつたものとみなす」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第十四条第二項を削る。

(外国保険事業者に関する法律の一部改正)

第五十一条 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項から第四項までを次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続の規定)による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による処分に係る聴聞を行おうとするときは、その期日の二週間前までに、行政手続法第十五条第一項(聴聞の通知の方式)の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項に規定する聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項から第四項まで」を「前条第三項及び第四項」に、「前項の規定による処分をする場合」を「前項に規定する聴聞」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項

(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六條第六号、第十四号、第十五号及び第十七号中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第五十二條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「第十二條第二項から第四項まで(聴聞)」を「第十二條第三項及び第四項(聴聞の方法の特例)」に、「主務大臣が前項の命令をしようとする場合」を「前項に規定する聴聞」に、「前項の業務」を「第一項の業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項(不利益処分をしようとする場合の手続の規定)による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十三條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十三條に次の一項を加える。

3 保険業法第十二條第三項及び第四項(聴聞の方法の特例)の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞に準用する。

第五十九條及び第六十條中「第五十二條第二項」を「第五十二條第三項」に改める。

第八條第二項中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。

第十三條第四項中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。

第二十二條第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、「当該委託会社に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第二十三條第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、「当該委託会社又は取締役に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削り、同条第三項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「書面をもつて」を「書面により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項第一号イ又はロの規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十四條の七中「協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」及び「理由を示して」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十四條の八中「協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」及び「理由を示して」を削る。

第二十七條を次のように改める。

(審問及び聴聞についての証券取引法の準用)

第二十七條 証券取引法第百八十六條の規定はこの法律の規定による審問について、証券取引法第百八十六條の二の規定はこの法律の規定による処分に係る聴聞について、証券取引法第百八十七條及び第百九十一條の規定はこの法律の規定による審問及びこの法律の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(税理士法の一部改正)

第五十四條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十七條中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(酒税法の一部改正)

第五十五條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十一條前段中「規定により免許に附された」を「規定による免許の」に改め、「以下本条において同じ」を削り、「取消」を「取消し」に、「基き」を「基づき」に改め、同条後段を削る。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十六條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九十條第二項を削る。

(信用保証協会法の一部改正)

第五十七條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第三項を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第五十八條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九十六條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第九十六條 大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分に係る聴聞をしようとするときは、その聴聞の期日の二週間前までに、行政手続

法第百八十七條及び第百九十一條の規定はこの法律の規定による審問及びこの法律の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(税理士法の一部改正)

第五十四條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十七條中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(酒税法の一部改正)

第五十五條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第二十一條前段中「規定により免許に附された」を「規定による免許の」に改め、「以下本条において同じ」を削り、「取消」を「取消し」に、「基き」を「基づき」に改め、同条後段を削る。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十六條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九十條第二項を削る。

(信用保証協会法の一部改正)

第五十七條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第三項を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第五十八條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九十六條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第九十六條 大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分に係る聴聞をしようとするときは、その聴聞の期日の二週間前までに、行政手続

法(平成五年法律第 号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 前項に規定する聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(関税法の一部改正)
第五十九条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 収容及び留置」第七十九条「第八十八条」を「第七章 収容及び留置(第七十九條(第八十八條の二)に改める。

第三十七條第三項中「且つ、公開による聴聞を行い」を「かつ、公聴会を開き」に、「取消」を「取消し」に改める。

第四十八條第二項及び第六十二條の十四第二項中「聴聞し」を「意見を聴取し」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第八十八條の二 行政手続法(平成五年法律第 号)第三条第一項(適用除外)及び第四条第一項(国の機関等に対する処分等の適用除外)に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たする行為(第七十一条第二項(原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入)の規定に基づくものを除く)については、行政手続法第二章申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章第一項(適用除外)及び第

三十五條第三項(書面の交付を要しない行政指導)に定めるもののほか、この法律又は他の関税に関する法律に基づく関税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続法第二章第六号(定義)に規定する行政指導をいう)については、行政手続法第三十五條第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六條(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第六十條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條の二」に改める。

第五章中第二十二條の前に次の一條を加える。

(理由の提示)

第二十一條の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十四條の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法平成五年法律第 号第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(とん税法の一部改正)

第六十一條 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十條の二の次に次の一條を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十條の三 行政手続法(平成五年法律第 号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その

他公権力の行使に当たする行為については、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章第一項(適用除外)及び第三十五條第三項(書面の交付を要しない行政指導)に定めるもののほか、この法律に基づくとん税の納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続法第二章第六号(定義)に規定する行政指導をいう)については、行政手続法第三十五條第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六條(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(特別とん税法の一部改正)

第六十二條 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六六條中「第十條(関税法等の準用)、第十條の二(権限の委任)及び第十一條(を)及び第十條から第十一條まで(関税法等の準用・権限の委任・行政手続法の適用除外)」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第六十三條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第六号中「第五十九條第一項」を「第五十九條」に改める。

第五十九條第二項を削る。

(国税通則法の一部改正)

第六十四條 国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 不服審査及び訴訟」を「第七章の二 行政手続法との関係第七十四條の二」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第七十四條の二 行政手続法(平成五年法律第 号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、この法律に基づき行われる処分その

第 号 第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たする行為(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三章第一項、第四條第一項及び第三十五條第三項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二章第六号(定義)に規定する行政指導をいう)、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業者等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)に定める事項に関するものを除く。については、行政手続法第三十五條第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六條(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出(行政手続法第二章第七号に規定する届出をいう)については、同法第三十七條(届出)の規定は、適用しない。

第八十條第二項中「(昭和二十八年法律第六号)」を削る。

(通関業法の一部改正)

第六十五條 通関業法(昭和四十二年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「あらかじめその者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与え」とともに削る。

第三十七條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「附記した」を「付記した」に改め、同項を同条第二項とする。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第六十六條 外国証券業者に関する法律(昭和四

十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(行政処分の手続)

第十四条 証券取引法第三十六條第一項(行政処分の手続)の規定は、大蔵大臣が第三條第一項の免許又は前條第一項の許可をしないこととするときについて準用する。

2 証券取引法第三十六條第二項の規定は、大蔵大臣が第十二條第一項の規定による業務の停止を命じようとするとき、及び第十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときについて準用する。

3 証券取引法第三十六條第三項の規定は、大蔵大臣が第三條第一項の免許、前條第一項の許可又は第十條若しくは第十一條の認可をし又はしないこととしたとき、第三條第四項(前條第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十九條第一項の規定により条件を付することとしたとき、及び第十二條第一項若しくは第二項、前條第三項又は第十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づいて処分をすることとしたときについて準用する。

第二十八條中「当該職員をして」を「当該職員に」改め、同條第一号中「第十四條」を「第十四條第一項」に改め、「(行政処分の手続)」を削り、同條第二号を削り、同條第三号中「(外務員登録の拒否)又は第六十四條の三第二項(外務員に対する行政処分)」を削り、同号を同條第二号とし、同條第四号を削り、同條の次に次の一条を加える。

(聴聞の公開)

第二十八條の二 証券取引法第八十六條の二(聴聞の公開)の規定は、この法律の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第二十九條第一項中「審問」の下に「この法

律の規定による処分に係る聴聞」を加え、「同法第九十二條(裁判所の禁止命令等)」を「証券取引法第九十二條」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第六十七條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号及び第六條第一項第三号中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改める。

第三十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

第四十條、第四十一條第一項及び第四十四條中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第六十八條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同條第二項とする。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十九條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「第十七條第一項」を「第十七條」に改める。

第十七條第一項第三号中「この項」を「この条」に改め、同條第二項を削る。

第十八條前段中「前條第一項」を「前條」に改め、同條後段を削る。

第十九條中「第十七條第一項」を「第十七條」に改める。

第二十一條中「第十七條第一項」を「第十七條」

に、「同項第三号」を「同條第三号」に、「この項」を「この条」に、「同項第四号」を「同條第四号」に改める。

第二十三條第二号中「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改める。

第三十一條第一項第五号中「この項」を「この条」に改め、同條第二項を削る。

第三十二條中「前條第一項」を「前條」に改め、後段を削る。

第四十八條第二号中「第十七條第一項」を「第十七條」に改める。

第四十九條第二号中「第十七條第一項」を「第十七條」に改め、同條第七号中「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第七十條 塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十五條第三項を削る。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十一條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「及び第三項」を削る。

第三十七條第二項を削る。

第三十八條第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第三十九條第三項及び第四十七條第二項を削る。

第五十七條第十号中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

第五十九條第二号中「第四十七條第一項」を「第四十七條」に改める。

附則第三條第二項中「及び第三項並びに第四十二條第一項の規定」これらの規定に係る罰則

を含む。を、及び第四十二條第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。を、に、及び第三項並びに第四十二條第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。を適用する。を、並びに第四十二條第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。を適用する。に改める。

(抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十二條 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項を削る。

第二十四條第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第三十六條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同條第二項とする。

第五十二條第九号中「第二十三條第一項」を「第二十三條」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第七十三條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第五号下中「第五十三條第三項」を「第五十三條第二項」に、「第七十九條第三項」を「第七十九條第二項」に改める。

第五十三條第二項を削り、同條第三項中「理由を示し」を削り、同項を同條第二項とし、同條第四項を削る。

第五十四條第三項、第五十五條第二項及び第七十八條第二項を削る。

第七十九條第二項を削り、同條第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を削る。

第八十三條第二項を削る。

第九十一條中「第五十三條第一項若しくは第三項、第五十四條第一項若しくは第二項又は第七十九條第一項若しくは第三項」を「第五十三條、第五十四條又は第七十九條」に改める。

第九十五条第三号を次のように改める。

三 第五十三条、第五十四条、第五十五条又は第七十九条の規定による命令に違反した者

第七十一条第十号中「第七十八条第一項」を「第七十八条」に改める。

第七十二条第三号中「第八十三条第一項」を「第八十三条」に改める。

(前払式証票の規制等に関する法律の一部改正)
第七十四条 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削る。

第二十条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第三十四条第七号中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

第五章 文部省関係

(学校教育法の一部改正)

第七十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の十第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 第二十二條第二項(第三十九條第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項のうち第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務の履行に関する処分は、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

(教育職員免許法の一部改正)

第七十六条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十二条に定める手続を経て」を削る。

第十二条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 授与権者は、前条の規定による免許状取上げの処分に係る聴聞を行うとするときは、聴聞の期日の三十日前までに、行政手続法(平成五年法律第 号)第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 前条の規定による免許状取上げの処分に係る利害関係人(第一項の聴聞の参加人を除く。)は、当該聴聞の主宰者に対し、当該聴聞の期日までに証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 第一項の聴聞の主宰者は、当該聴聞の期日における証人の出席について、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、これを認めなければならない。

(私立学校法の一部改正)

第七十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十一条に次の七項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による停止命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第 号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による併明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による併明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該併明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第五項の規定による併明書を提出する場合における当該併明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

ならない。

4 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による併明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて併明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による併明は、当該学校法人が併明書を提出することを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席して行うものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う併明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と読み替へるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が併明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による停止命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第六十二条に次の七項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知し

なければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。

二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

4 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5 行政手続法第三章第二節(第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項(同法第十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条第六項及び第二十二條第三項(同法第二十五条において準用する場合を含む。))において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七條第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定及び同法第二十七條第一項中「主宰者」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と、同法第二十五條中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、この場合とあるのは「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の

聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、前項において準用する行政手続法第二十四條第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 削除

第六十六條第七号中「第六十一條」を「第六十一條第一項」に改める。

(文化財保護法の一部改正)

第七十八條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「聴聞」の下に、「意見の聴取」を加える。

第四十八條第四項ただし書を削る。

第六章第一節の節名中「聴聞」の下に、「意見の聴取」を加える。

第八十五條の見出しを「(聴聞の特例)」に改め、同条第一項中「文化庁長官が」を「文化庁長官は、」に、「処分又は措置を」を「処分」に、「関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による」を「行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第六号の二を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とする。

第八十五條第二項及び第三項を次のように改める。

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三條第四項(第八十條第三項で準用する場合を含む。)若しくは第五十三條第三項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第八十五條第四項を削る。

(意見の聴取)

第八十五條の二 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第三十八條第一項又は第七十八條第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五條第一項又は第八十三條第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第五十八條第一項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができ。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わ

ないで同項各号に掲げる措置をすることができ。

第八十五條の三の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第一項中「公開による聴聞を開始しなければならない」を「異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない」に改め、同条第二項中「前項の聴聞」を「前項の意見の聴取」に、「行なおう」を「行おう」に、「聴聞の期日」を「当該意見の聴取の期日」に改める。

第八十五條の四中「聴聞」を「前条第一項の意見の聴取」に改める。

第八十五條の五中「第八十五條の三の規定による聴聞」を「第八十五條の三第一項の意見の聴取」に、「聴聞に参加した者」を「意見の聴取に参加した者」に改める。

第九十九條第二項中「基き同項第二号若しくは第四号に規定する許可の取消又は」を「基き」に、「若しくは調査を」又は「調査」に、「第八十五條」を「第八十五條の二」に改める。

第百三條第四項を削る。

(宗教法人法の一部改正)

第七十九條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項を次のように改める。

3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭ですることを認めなければならない。

第八十條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四條第二項及び」を削り、後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第

号)第二十條第三項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人ともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主事者は、必要があると認めたときは、その補佐人の数を三人までに制限することができる。

第八十條に次の一項を加える。

7 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

第八十二條中「その他の事項」を削り、「又は」を「若しくは」に、「代理人の意見を聞く場合」を「代理人が意見を述べる場合又は第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合に、」外を「外」に、「但し」を「ただし」に改める。

(博物館法の一部改正)

第八十條 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「取消」を「取消し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第二項とする。

(著作権法の一部改正)

第八十一條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第八十二條 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「並びに第十九條から第二十一條まで」を「第十九條から第二十一條の二まで並びに第二十四條の二」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第八十三条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第 号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「前

附則第二条第二項の表第十三条第一項の項中

を 解職しようとする役員 担当を解こうとする者

を 解職しようとする役員 担当を解こうとする者

を 解職しようとする役員 担当を解こうとする者

条第二号から第四号までを「第十二条第三号又は第四号に、「与えるために通知する」を「付与する」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

第十六条中「第十二条及び第十三条を」と及び第十二条から第十三条までを「に改める。

附則第二条第二項の表第十三条第四号の項の次に次のように加える。

都道府県知事

解職しようとする役員 担当を解こうとする者

担当を解こうとする者

(船員保険法の一部改正)

第八十六条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十條 第十九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及第十四条ヲ除ク)ノ規定ヲ適用セズ

第二十一條 削除

(児童福祉法の一部改正)

第八十七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の九第八項を削る。

第三十三條の七を第三十三條の九とし、第三十三條の四から第三十三條の六までを二条ずつ繰り下げ、第三十三條の三の次に次の二条を加える。

第三十三條の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置を解除する場合に、あらかじめ、当該各号に掲げる者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に掲げる者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一條の十、第二十三條本文、第二十四條本文、第二十五條の二第二号、第二十六條第一項第二号及び第二十七條第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

びに調査及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならぬ。

11 厚生大臣は、第二項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による併明の機会の付与に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する併明の聴取を行わせることができる。

12 前項の規定により併明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、併明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の原因となる事実

三 併明の聴取の日時及び場所

13 厚生大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生大臣による併明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する併明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により併明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

16 厚生大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は併明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分の内容及び根拠となる条項

三 当該処分の原因となる事実

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により併明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは併明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が併明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（歯科医師法の一部改正）

第九十七条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第五項から第七項までを次のように改める。

5 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。

6 行政手続法（平成五年法律第 号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県知事」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県」と、

同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二

十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項、同法第二十四條第三項及び第二十七條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

7 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

7 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四條第三項の規定により同条第一項の調査及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調査及び報告書の写しを添えて厚生大臣に提出しなければならない。

9 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。

10 厚生大臣は、この場合について準用する。

11 厚生大臣は、第二項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による併明の機会の付与に代えて、都道府

県知事に、当該処分に係る者に対する併明の聴取を行わせることができる。

12 前項の規定により併明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、併明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の原因となる事実

三 併明の聴取の日時及び場所

13 厚生大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生大臣による併明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する併明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

14 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により併明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

16 厚生大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は併明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第九十八条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項から第五項までを次のように改める。

3 厚生大臣は、前条第一項又は第三項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。

4 行政手続法(平成五年法律第 号)第三章第二節(第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。)中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県知事」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは

「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

第十五条に次の十三項を加える。

6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調査及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調査及び報告書の写しを添えて厚生大臣に提出しなければならない。

7 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。

行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

8 厚生大臣は、当該処分の決定をするときは、第六項の規定により提出された意見書並びに調査及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

9 厚生大臣は、前条第三項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。

10 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行う

べき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 前条第三項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の原因となる事実

三 弁明の聴取の日時及び場所

11 厚生大臣は、第九項に規定する場合のほか、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、医療関係者審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 第十項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

13 都道府県知事又は医療関係者審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

14 厚生大臣は、第三項又は第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分の内容及び根拠となる事実

三 当該処分の原因となる事実

15 第三項の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第九項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければ

ならない。

16 都道府県知事は、前条第四項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会の付与に代えて、看護婦試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。

17 第十項、第十二項及び第十三項の規定は、看護婦試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」と、第十二項中「第十項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第十七項において準用する第十項」と、第十三項中「都道府県知事又は医療関係者審議会の委員」とあるのは「看護婦試験委員」と、「第九項又は第十一項前段」とあるのは「第十六項」と、「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

18 第三項若しくは第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医療関係者審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により看護婦試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(歯科衛生士法の一部改正)

第九十九条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までを削る。

第八条の十五を次のように改める。

第八条の十五 削除

第十二条の八中「並びに第八条の七を」と、第八条の七から第八条の十四まで並びに第八条の十六に改める。

(医療法の一部改正)

第百条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の

一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第二項第一号五年法律第 号)第十三条第二項第一号

の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十四条第一項、第二十八条又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員解任を勧告するに当たっては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第一百一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第十七條 前条第二項の規定による処分に係る

行政手続法(平成五年法律第 号)第十五

条第一項の通知は、聴聞の期日の十日前までにしなければならない。

第十八條の二の次に次の二条を加える。

(措置の解除に係る説明等)

第十八條の三 市町村長は、第十八條第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは第四号又は第四十九條の二第一項の措置を解除する場合に、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十八條の四 第十八條第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは第四号又は第四十九條の二第一項の措置を解除する処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第十九條の二 中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第四十條第二項を削り、同条第三項中「第一項を、前項に改め、同項を同条第二項とする。

(精神保健法の一部改正)

第二百一条 精神保健法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中、「指定病院の設置者にその取消しの理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与え」とともに「を削る。

第十九條の二 第三項中、「その相手方」にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与え」とともに「を削る。

(生活保護法の一部改正)

第二百三条 生活保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條」を「第二十九條の二」に改める。

第二十六條第二項を削る。

第四章中第二十九條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十九條の二 この章の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第四十五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の十四日前までにしなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五條第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十一條の見出し中「取消しを「取消し」に改め、同条第三項を削る。

第六十二條に次の一項を加える。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(クリーニング業法の一部改正)

第二百四條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條の十五第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項を「前二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三條を次のように改める。

第十三條 前二條の規定による処分に係る行政

手続法(平成五年法律第 号)第十五條第

一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

2 第十一條の規定による閉鎖の処分又は前条の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第二百五條 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第二十條 前条第二項から第四項までの規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の一週間前までにしなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し(次項において「登録の取消処分等」という。)に係る行政手続法第十五條第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 登録の取消処分等に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二百六條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第五項中「業務の停止を命じ、若しくは「及び」又は前項の規定により社会福祉法人の解散を命ずる場合」を削り、「処分」を「勧告」に改め、同条第七項中「弁明を聴取した者

は、聴取書及び処分決定を、第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかを改める。

第五十六條第四項中「前項の規定による返還を」と前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第七十條中「第六十八條」を「第六十七條」に改める。

第七十條の十二を次のように改める。

第七十條の十二 削除

第七十條の十五及び第七十條の二十中「第七十條の十二」を「第七十條の十一」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第七十條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)の一部を次のように改正する。

第三十六條第六項を削る。

(診療放射線技師法の一部改正)

第八十條 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第十條 前条第一項又は第二項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第

号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、

聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

(覚せい剤取締法の一部改正)

第九十條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 前項の規定による処分に係る行政手続法

(平成五年法律第 号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

第三十條の三の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 第八條第二項(聴聞等の方法の特例)の規定は、前項の規定による処分に準用する。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第一百十條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第五十二條を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第五十二條 前二條の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條

第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第五十條の

四十一の規定による向精神薬取扱責任者の変更命令、前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同条第三項の規定による登録の取消し(次項において「変更命令等」という)に係る行政手続法第十五條第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 変更命令等に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(と畜場法の一部改正)

第一百十條 と畜場法(昭和二十八年法律第一百十四號)の一部を次のように改正する。

第十四條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を削る。

(らい予防法の一部改正)

(らい)予防法(昭和二十八年法律第二

百十四號)の一部を次のように改正する。

第十六條第五項を削る。

(あへん法の一部改正)

第一百十三條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一號)の一部を次のように改正する。

第四十三條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第四十三條 厚生大臣は、前条の規定による許可の取消しに係る聴聞を行うに当たつては、その期日の二週間前までに、行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(厚生年金保険法の一部改正)

第一百十四條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律

第一百十五號)の一部を次のように改正する。

第十八條に次の一項を加える。

3 第一項の確認については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

第一百四十八條第五項及び第七十九條第六項を削る。

(歯科技工法の一部改正)

第一百十五條 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八號)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第九條 前条第一項又は第二項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、

聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

(採血及び供血あつせん業取締法の一部改正)

第一百十六條 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第六十號)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を削る。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第一百十七條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一號)の一部を次のように改正する。

第九條第四項を削り、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「当つては」を「当たつては」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四條の三第四項を削る。

(美容師法の一部改正)

第一百十八條 美容師法(昭和三十一年法律第六十三號)の一部を次のように改正する。

第四條の十五第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項」を「前二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第二十二條中「第十五條及び第十六條(美容師の免許の取消しに係る場合を除く)」を「及び第十五條」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第一百十九條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四號)の一部を次のように改正する。

第六十二條の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項を次のように改める。

厚生大臣又は都道府県知事は、第五十二條の二(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む)又は第五十七條の六(第五十七條の十一において準用する場合を含む)の規定による役員の解任の勧告を行おうとするときは、当事者(当該解任に

係る役員を含む。次項及び第三項において同じ。又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

第六十二條第二項中「聴聞を」を「意見の聴取に」、「同項各号の勧告又は処分を」を「同項に規定する勧告に」改め、同条第三項中「聴聞を」を「意見の聴取に」、「第一項各号の勧告又は処分を」を「第一項に規定する勧告に」改め、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞等の方法の特例)
第六十二條の二 第五十二條の三(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。次項において同じ。、第五十七條の二又は第五十七條の八(第五十七條の十において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

第二十條の八の見出しを「(聴聞等の方法の特例)」に改め、同条後段を削る。

(調理師法の一部改正)
第二百二十二條 調理師法(昭和三十三年法律第四十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項を削る。

(国民健康保険法の一部改正)
第二百三十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「拒み、又はその申出の受理を取り消そうを」を「拒もうに」改め、同条第二項中「拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこととし、又はその登録を取り消そうを」を「拒もうに」改める。

第九條第五項を削る。

(国民年金法の一部改正)
第二百二十四條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一號)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

3 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

分に係る行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項又は第三十條の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。

第二十條の八の見出しを「(聴聞等の方法の特例)」に改め、同条後段を削る。

(調理師法の一部改正)
第二百二十二條 調理師法(昭和三十三年法律第四十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項を削る。

(国民健康保険法の一部改正)
第二百三十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「拒み、又はその申出の受理を取り消そうを」を「拒もうに」改め、同条第二項中「拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこととし、又はその登録を取り消そうを」を「拒もうに」改める。

第九條第五項を削る。

(国民年金法の一部改正)
第二百二十四條 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一號)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

3 前項の認定については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)
第二百二十五條 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七號)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條の二」を「第十七條の四」に改める。

第十七條の二 都道府県知事又は市町村長は、第十五條の三又は第十六條第一項若しくは第三項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)
第十七條の三 第十五條の三又は第十六條第一項若しくは第三項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

第二十一條の三第二項を削る。

(薬事法の一部改正)
第二百二十六條 薬事法(昭和三十五年法律第四十五號)の一部を次のように改正する。

第七十六條を次のように改める。

(許可の更新を拒否する場合の手続)
第七十六條 厚生大臣又は都道府県知事は、第五條第二項、第十二條第三項、第二十二條第三項又は第二十四條第二項の規定による許可の更新を拒もうとするときは、当該処分の名あて人に対し、その処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第七十六條の次に次の一条を加える。

(聴聞の方法の特例)
第七十六條の二 第七十五條の二第一項第二号又は同項第六号若しくは第七号(国内管理人に係る部分に限る)に該当することを理由として同項の規定による処分をしようとする場合における行政手続法(平成五年法律第 号)第三章第二節の規定の適用については、当該処分の名あて人の国内管理人は、同法第十五條第一項の通知を受けた者とみなす。

第七十七條の二の五第四項を削る。

(薬剤師法の一部改正)
第二百二十七條 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

第八條第五項を削る。

(老人福祉法の一部改正)
第二百二十八條 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

第十二條 市町村長は、第十條の四第一項若しくは第二項又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

第十二條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第十二條の二 第十條の四第一項若しくは第二項又は第十一條第一項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

第十八條の二第二項を削り、同条第三項中「第一項を」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九條第二項を削り、同条第三項中「第一項を」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)
第二百二十九條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第九十九號)の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の二條を加える。

(措置の解除に係る説明等)
第十四條の二 都道府県知事又は市町村長は、

前条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生省令で定める場合においてはこの限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十四条の三 第十四条の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第九号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第十五条中「前条」を「第十四条」に改める。

第十九条の三 第三項中「第十九条の三第三項において準用する第十五条の三第一項」を「第十九条の三第四項において準用する第十五条の三第一項」に改め、「第十五条の四第一項中」を「第十五条の四」に改め、「同条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十四条の二及び第十四条の三の規定は、前項の措置について準用する。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第四百三十条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項を削る。

(母子保健法の一部改正)

第四百三十一條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「及び第二十一条の九第六項から第八項まで」を「並びに第二十一条の九第六項及び第七項」に改める。

(製菓衛生師法の一部改正)

第百三十二條 製菓衛生師法(昭和四十一年法律

第百十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項を削る。

(石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。)

第三十二條第五項を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第百三十四條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の四を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十五條の四 主務大臣は、前二条の規定による戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第九号)第十三条第一項の規定による意見を陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(柔道整復師法の一部改正)

第百三十五條 柔道整復師法(昭和四十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項を削る。

第八條の十五を次のように改める。

第八條の十五 削除

第十三條の七中「並びに第八條の七」を「第八條の七から第八條の十四まで並びに第八條の十六」に改める。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第百三十六條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一

部を次のように改正する。

第九條の十六を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第百三十七條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第四号中「第七條の三第一項」を「第七條の三」に、「第十四條の六第一項」を「第十四條の六」に改める。

第七條の三第二項、第九條の二第二項、第十四條の六第二項、第十五條の三第二項及び第十九條の四第二項を削る。

第二十三條の二中「第十四條の五第三項、第十四條の六第二項及び第十五條の三第二項」を「及び第十四條の五第三項」に改める。

第二十五條第三号中「第七條の三第一項」を「第七條の三」に、「第十四條の六第一項」を「第十四條の六」に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四」に改める。

第二十六條第二号中「第九條の二第一項、第十五條の三第一項」を「第九條の二、第十五條の三」に改める。

(視能訓練士法の一部改正)

第百三十八條 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項を削る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第百三十九條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「第七條(第三項後段及び第四項を除く。)」を「第七條第一項、第二項及び第三項前段」に、「及び第三十三條」を「並びに第三十三條」に改め、同項の表第七條第五項の項及び第七條第七項の項を削る。

第百一条第二項中「第七條(第三項後段及び第四項を除く。)」を「第七條第一項、第二項及び第

三項前段」に、「及び第三十一條」を「並びに第三十一條」に改め、同項の表第七條第五項の項及び第七條第七項の項を削る。

(老人保健法の一部改正)

第百四十條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の十七の八第二項を削る。

第四十六條の十七の九第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第百四十一條 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項中「(不許可の処分をした場合にはその理由を含む。)」を削る。

第三十六條第二号へからちまでの規定中「第七條の三第一項」を「第七條の三」に改める。

第五十四條の見出しを「(聴聞の方法の特例)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十四條第二号及び第三号中「又はその事業の停止命令」を削る。

(外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律の一部改正)

第百四十二條 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第百四十三條 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第三十二条第三項を削る。

第三十七条中「並びに第十六条」を、「第十六条から第二十三条まで並びに第二十五条」に改める。

第四十一条第三項中「並びに第十一條」を、「第十一條から第二十三條まで並びに第二十五条」に改める。

第四十三条第三項中「第十六條から第二十七條まで」を「第十六條から第二十三條まで、第二十五條から第二十七條まで」に改める。

(臨床工学校士法の一部改正)

第四百四十四條 臨床工学校士法(昭和六十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(義肢装具士法の一部改正)

第四百四十五條 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第四百四十六條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

(救急救命士法の一部改正)

第四百四十七條 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項を削る。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第四十一條中「並びに第十七條」を、「第十七條から第二十四條まで並びに第二十六條」に改

める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第四百四十八條 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第六項及び第十九條第四項を削る。

第二十二條中「及び第十九條第二項から第四項まで」を「並びに第十九條第二項及び第三項」に改め、「同條第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」とを削る。

第七章 農林水産省関係

(食糧管理法の一部改正)

第四百四十九條 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「聴聞」を「意見ノ聴取」に改める。

(種苗法の一部改正)

第五百五十條 種苗法(昭和二十二年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の十第四項中「第一項又は第二項を「前二項」に改め、同條第三項を削り、同條に次の一項を加える。

第一項第二号の規定による品種登録の取消しについては、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第二十一條及び第二十四條を除く)の規定は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正)

第五百五十一條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十五條の三第二項中「前項にいう処分又ははを」第九十五條第三項の規定による処分をし、又は前條の規定による「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第一項を削る。

第九十六條に次の一項を加える。

前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第

十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

(農業取締法の一部改正)

第五百五十二條 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第十四條の二 前條第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第十五條の五第三項中「及び第十四條の二の規定は」を「の規定は」に改め、「について」の下に、「第十四條の二の規定は同項の規定による登録の取消しに係る聴聞について」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第五百五十三條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項第五号中「第二百四十四條の二第一項」を「第二百四十四條の二」に改める。

第九十一條の二第一項第五号中「第二百四十四條の二第一項」を「第二百四十四條の二」に改める。

第九十五條の四中「第七十條の二」を「から第七十條の三まで」に改める。

第二百二十四條第四項及び第二百二十四條の二第二項を削る。

第二百二十五條に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

(獣医師法の一部改正)

第五百五十四條 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第三項中「前項の処分の原因となるべき事由」を「当該処分の原因となる事実」に、「当該獣医師又はその代理人が弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「意見の聴取を行わなければ」に改め、同條に次の四項を加える。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

5 当該獣医師又はその代理人は、第三項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

6 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に必要事項は、農林水産省令で定める。

7 第二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二條及び第十四條を除く)の規定は、適用しない。

(土地改良法の一部改正)

第五百五十五條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二條の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

第八十九條の二第四項中「場合には」の下に「第五十一條の四第二項及び」を加え、「同條第七項」を「第五十二條の四第二項中」前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるの

は「換地計画に基づく」と、第八十七条第七項に、「行なつてはならない」を「行つてはならない」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第百五十六条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を削る。

(漁業法の一部改正)

第百五十七條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第五項中「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第三十四條第四項中「当該漁業権者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

5 前項の意見の聴取に際しては、当該漁業権者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

6 当該漁業権者又はその代理人は、第四項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、海区漁業調整委員会に対し、当該事案について調査の結果に係る調査その他の当該申請の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、海区漁業調整委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

7 前三項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第四項の意見の聴取に必要

な事項は、省令で定める。

第三十六條第三項中「聴聞」を「及び第六項(意見の聴取)に」、「第三十五條を「前条」に、「第三十七條を「次条」に、「第五項を「及び第五項」に、「取消」を「取消し」に、「及び」を「並びに」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第三十七條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「聴聞」を「から第七項まで(意見の聴取)に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「海区漁業調整委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三十八條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項の場合には前条第四項(意見の聴取)の規定を、第三項の場合には第三十四條第四項から第七項まで(意見の聴取)の規定を準用する。

第三十九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「第三十四條第四項(聴聞)」を「第三十七條第四項(意見の聴取)に改め、同条第十三項中、「第九項、第三十四條第二項及び同条第四項(漁業権の制限又は条件)」を「及び第九項、第三十四條第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七條第四項(意見の聴取)」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第五十六條第二項中「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第六十三條中「第三十四條第一項及び第四項」を「第三十四條第一項」、「第三十七條第一項、

第二項及び第四項、第三十八條第一項及び第五項」を「第三十七條第一項及び第二項、第三十八條第一項に、「第四項から」を「第五項から」に改め、「同条第四項中「海区漁業調整委員会」は、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、許可又は起業の認可後に

いて第一項の処分をしようとするときは」と、第三十七條第四項、第三十八條第五項並びに第三十九條第四項及び第十三項において準用する第三十四條第四項中「海区漁業調整委員会」は、前項の申請をしようとするときは」とあるのは「主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは」とを削り、「第三十四條第二項及び同条第四項」を「第九項、第三十四條第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七條第四項(意見の聴取)」に、「第三十四條第四項」を「第九項」に、「水産資源保護法第十二條」を「同法第十二條」に改め、同条に次の三項を加える。

2 主務大臣は、前項において準用する第三十四條第一項又は第三十九條第一項若しくは第三十九條第二項の次に次の一項を加える。

第二百六十四條の一

この法律

第百三十四條の次に次の一項を加える。
(行政手続法の適用除外)

第百三十四條の二 第三十四條第三項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十二項第三十六條第三項において準用する場合を含む。、第三十八條第三項並びに第百二十八條第二項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

2 第五十條第一項に規定する登録に関する処分の規定は、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

二項の規定による制限若しくは条件の付加又は変更若しくは停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 主務大臣は、第一項において準用する第三十九條第十二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項において準用する第三十四條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項、第二項若しくは第十二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十四條第一項中「第二百七十条本文」を「第二百六十四條の二(行政手続法の適用除外)」、第二百七十条本文に改め、同条の表第二百五十四條の二第一項の項の次に次のように加える。

漁業法

2 前項に規定する処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

(森林病虫害等防除法の一部改正)
第百五十八條 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「左の」を「次の」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 命令をしようとする理由
第三條第四項中「所有する者」を「所有し、又は管理する者」に改め、同条第五項中「その者

に「を」当該申出をした者に「聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べ、意見を述べた」を「意見の聴取を行つた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該申出をした者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることが出来る。

第三十三条に次の一項を加える。

9 第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第五十二条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第百五十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第三十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの際又は禁止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九條第二項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定による登録若しくは仮登録の取消し又は同条第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

4 第三十三條第二項の規定は、第三十三條の二第六項において準用する第九條第二項の規定又は第一項の規定による登録又は仮登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第三十四條第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(漁港法の一部改正)

第百六十條 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該委員又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することが出来る。

第三十條第二項中「当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該委員又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することが出来る。

第三十九條第八項中「虞」を「おそれ」に改め、後段を削る。

第四十三條第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第百六十一條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第四項を次のように改める。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第十五條の二に次の一項を加える。

5 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞

に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十七條の二第四項中「処分」を「登録の取消しに係る聴聞」に改め、後段を削る。

第十七條の四第二項中「及び第四項」を「第四項及び第五項に改める。

第十九條の六第七項中「第十五條の二第四項の下に」及び第五項を「処分」の下に「に係る聴聞」を加え、後段を削る。

(漁船法の一部改正)

第百六十二條 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第二十七條第一項中「公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することが出来る。

(牧野法の一部改正)

第百六十三條 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項及び第十條第三項を削る。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第百六十四條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第二十六條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第十九條第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

第三十二條の五第二項を削る。

第三十六條の二を第三十六條の三とし、第三十六條の次に次の一條を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十六條の二 第七條第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第三十七條の見出しを「(島の適用除外)」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第百六十五條 商品取引所法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「職員をして聴聞させなければ」を「職員に意見の聴取をさせなければ」に改め、同条第五項中「聴聞される」を「意見の聴取をされる」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第六項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第七項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第八項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第九項を削る。

第二十條第三項第一号及び第二号中「第九項」を「第八項」に改め、同項第三号中「及び第九項」を削る。

第二十條の二第三項中「及び第九項」を削る。

第二十一條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による許可又は認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。ただし、主務大臣が

当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行うおとす場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

第四十五条第二項及び第四十六条第三項各号中「第九項」を「第八項」に改める。

第四十九条第五項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項に改める。

第五十条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第三項」に改める。

第五十二条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第二項の規定は、前二項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項」に改める。

第五十四条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第三項」に改める。

第九十七条の十六第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第二項」に、「取

消しについて」を「取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて」に改める。

第二百二十五条の見出し中「聴聞」を「聴聞等の方法の特例」に改め、同条中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一条第二項の規定は、

第二百二十一条から第二百二十三条までの規定による許可の取消し又は役員解任若しくは会員の除名の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項に改め、主務大臣が」を削る。

第二百四十六条並びに第二百六十六条第一号及び第二号中「第二十一条第二項」を削り、「第四十九条第五項、第五十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十七条の十六第二項、第九十九条の二第三項、及び第九十九条の二第三項において準用する場合を含む。」又は第二十一条第三項(第四十九条第五項、第五十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十七条の十六第二項)に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第二百六十六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「(罰則)」の下に、「第二百六十四条の二(行政手続法の適用除外)」を加え、同条の表第二百五十四条の二第一項の項の次に次のように加える。

に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、造林者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

(森林法の一部改正)
第二百六十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百

四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項から第四項までの規定中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)
第六百六十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(漁船損害等補償法の一部改正)
第七百七十条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(農地法の一部改正)
第七百七十一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 買取することが適当である理由

第八十三条の二第二項を削る。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第八十四条の二 第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を含む。)の規定による公示及び第五十条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による買取令書の交付に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第八十五条の二に次の一項を加える。

2 第八十三条の二の規定による処分について

は、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

第九十三條第三号中「第八十三條の二第一項」を「第八十三條の二」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)
第七百七十二条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(農山漁村電氣導入促進法の一部改正)
第七百七十三条 農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「公開による聴聞会」を「公聴会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)
第七百七十四条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)
第二十四条 第五條の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七條の五第二項若しくは第二項の規定による処分又は第十五條の六の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十四條の三を次のように改める。

(国有林野法の一部改正)
第二百六十七條 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「造林者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同項

(不服申立ての手續における意見の聴取)
第二十四条の三 この法律に基づく処分につ

ての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取をした後に行なうなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができ

る。
(農業機械化促進法の一部改正)
第百七十五条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「聴問を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければ」とを「意見の聴取を行わなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

(家畜取引法の一部改正)
第百七十六條 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「聴問」を「意見の聴取」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人は、その事案について証拠を提出し、意見を述べることができ

る。
(漁業生産調整組合法の一部改正)
第百七十七條 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第四号中「第六十七条第一項」を「第六十七條」に改める。

第六十七條第二項を削る。
第七十一条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴問を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)
第百七十八條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第五十八條に次の一項を加える。
3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

(漁業災害補償法の一部改正)
第百七十九條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五條に次の一項を加える。
3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)
第百八十條 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條の二を第六條の三とし、第六條の次に次の一條を加える。
(行政手続法の適用除外)
第六條の二 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第百八十一條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條の十六の見出しを「(監督処分)」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第三号中「第十五條の十六第一項」を「第十五條の十六」に改める。

(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)
第百八十二條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項第四号中「第八十八條第一項」を「第八十八條」に改める。

第七十九條の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴問を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
第八十八條第二項を削る。

(林業種苗法の一部改正)
第百八十三條 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を次のように改める。
2 前項の規定による登録の取消しに係る聴問の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第二十九條第二項を削る。

(卸売市場法の一部改正)
第百八十四條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第五項を次のように改める。
5 前項の規定による許可の取消しに係る聴問の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第二十五條第三項中「処分」を「許可の取消しに係る聴問」に改める。

第四十九條第二項中「前項の規定による処分」を「第一項第二号の規定による許可の取消し又は同項第三号の規定による命令に係る聴問」に改め、後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 農林水産大臣は、開設者に対し前項第一号の規定による処分をしようとするときは、当該開設者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び処分の原因となつた理由を示さなければならない。

4 第二項の意見の聴取に際しては、当該開設者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができ

る。
第六十五條第三項中「処分」を「許可の取消しに係る聴問」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)
第百八十五條 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二條の六第三項中「第四項」を「同法第三十七條第四項」に改める。

(沿岸漁場整備開発促進法の一部改正)
第百八十六條 沿岸漁場整備開発促進法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十三條第二項を削り、第三項を第二項とする。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正)
第百八十七條 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の三第二項及び第四條の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第五條第四項中「聴問を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えた」とを「意見の聴取を行つた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該申出をした者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができ

る。
第九條の三第二項及び第九條の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号ま

で」に改める。

(漁業水域に関する暫定措置法の一部改正)

第百八十八条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(森林組合法の一部改正)

第百八十九条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第五号中「第百十四条第一項を」第百十四条に改める。

第百十三條第四項及び第百十四條第二項を削る。

第百十五條に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第百九十条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十条 第十一條第一項(第十四條第一項及び第十八條において準用する場合を含む)の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(獣医療法の一部改正)

第百九十一条 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除
第八章 通商産業省関係

(弁理士法の一部改正)

第百九十二条 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項及び第七條ノ三第二項を削る。

第七條ノ四第一項中「第七條第三項又ハ前條第二項を」第七條第二項又ハ前條に改める。

(自転車競技法の一部改正)

第百九十三条 自転車競技法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「前二項を」第一項に、

「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る競輪施行者」に、「但し」を「ただし」に、「これらの処分を」を「当該処分」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第百九十四条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第十三條第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十二條第二項中「協議し、理由を示して」を「協議して」に改める。

第二十三條第二項中「理由を示して」を削る。

第二十七條に見出しとして「(聴聞の特例)」を付し、同条第一項中「その鉱業権者又は鉱業権者であつた者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行わなければならない。但し、第二十五條第一項又は第二十五條の二第一項の規定による命令をする場合において、保安に關し急迫の危険があるときは、この限りでない」を「行政手続法(平成五年法律第

号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の聴聞の期日における審理は、公開に

より行わなければならない。

第五十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第十三條第四項を」第十三條第三項に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第百九十五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第六條の二を削る。

第六條の二の二第一項中「第百六條第二項を」前條第二項に改め、同條を第百六條の二とする。

第百八條中「第七十條の二」を「から第七十條の三まで」に改める。

(工業標準化法の一部改正)

第百九十六条 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十四條 主務大臣は、前條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第

号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 主務大臣は、前條の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十五條の四第一項第八号中「第三項を」次項に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項第五号を」前項第五号に改め、同項を同條第二項とする。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第百九十七条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 不服申立て(第五十六條—第六十四條)」を「第七章 行政手続法との関係(第六十四條)」を「第七章の二 不服申立て(第五十五條—第六十四條)」に改める。

第五十六條の見出し中「聴聞を」意見の聴取に改め、同條第一項中「基く」を「基づく」に、「聴聞を」意見の聴取に改め、同條第三項中「聴聞を」第一項の意見の聴取に、「提示し」を「提示し」に改め、同條第四項中「聴聞を」意見の聴取に改める。

第五十七條に次の一項を加える。

2 前條第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

第七章を第七章の二とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第五十五條の四 第二十五條第一項若しくは第二項又は第四十八條第一項若しくは第二項の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(貿易保険法の一部改正)

第百九十八條 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二項中「聴聞を」意見の聴取に改める。

(火災類取締法の一部改正)

第百九十九條 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第五十四條 通商産業大臣は、第四十四條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第

号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十四條を次のように改める。

2 第八条、第三十一条第五項、第三十四条、第四十四条、第四十五条の十二（第四十五条の十三第四項において準用する場合を含む。）又は第四十五条の十六第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十五条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第五十四条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（小型自動車競走法の一部改正）
第二百条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「前二項を」「第一項」に、「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る小型自動車競走施行者」に、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

（鉱業法の一部改正）
第二百一条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

第四十七条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

「第一項の意見の聴取」に改める。
第四十八条第二項中「及び第四十条」を削り、同条に次の四項を加える。

3 通商産業局長は、第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第 号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第三項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

6 第三項の聴聞の主宰者は、行政手続法第七十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十九条第二項を次のように改める。
2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十九条に次の一項を加える。
3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞に準用する。

第五十六条を次のように改める。
第五十六条 通商産業局長は、第五十三条又は第五十四条の規定による鉱区の減少の処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第四十八条第四項から第六項までの規定は、第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分に係る聴聞に準用する。

3 第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって」とあるのは、鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場に掲示することと

もに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載することによって」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日」とする。

第五十九条に次の一項を加える。
4 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第八十三条の見出しを「（取消し）」に改め、同条第二項中「第四十条」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「前項第一号から第四号まで」を「前項」に、「取消」を「取消しに係る聴聞」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。
4 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第八十七条中「第五十六条」を「第五十六条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第九十一条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

第一百条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十条」を「第四十八条第四項から第六項まで」に、「前項」を「第二項」に改め、「命令」の下に「に係る聴聞」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十六条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴取」に改める。

第七十一条の前の見出し及び同条中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。
第七十二条第一項中「聴聞」を「前条の意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第七十三条及び第七十四条中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。
第七十七条の見出しを「（意見の聴取の手続）」に改め、同条中「聴聞」を「第七十一条の意見の聴取」に改める。

第八十五条を次のように改める。
第八十五条 削除
第八十九条中「（第五十六条において準用する場合を含む。）」を削る。

（採石法の一部改正）
第二百一条 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

第三十四条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「聴聞」を「第三項の意見の聴取」に改める。

第三十四条の四を次のように改める。
（聴聞の特例）
第三十四条の四 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による命令をしようとするとき

は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十二条の十第一項又は第三十三条の十二の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十四条の五の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十六条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴取」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)
第二百三条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)
第七十六条 行政庁は、第三十八条、第五十三条又は第五十八条の三十の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条、第三十条、第三十四条、第三十八条、第五十二条第四項、第五十三条、第五十八条の十一(第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む)、第五十八条の十五(第五十八条の三十一第二項、第五十八条の二十七(第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む)又は第五十八条の三十三(第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第七十八条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第七十六条の例による」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)
第二百四條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中、「理由を示して」を削る。
第三十八條の二第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。
(航空機製造事業法の一部改正)
第二百五條 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)
第二百六條 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十一條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項及び第四項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(輸出入取引法の一部改正)
第二百七條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條を次のように改める。
(聴聞の特例)
第三十八條 通商産業大臣は、第四條第二項、第六條第一項若しくは第二項又は第二十七條の十二の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第六條第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第四條第二項、第六條、第十八條(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む)、第二十七條の十二、第二十七條の十五又は第三十二條の十の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十九條の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「行なつた」を「行つた」に、「第三十八條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十九條の三「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

(商工會議所法の一部改正)
第二百八條 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項を削る。
第八十三條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「前項の意見の聴取」に改める。

第八十四條中「聴聞」を「前条第一項の意見の聴取」に、「参しやく」を「参酌」に改める。

(武器等製造法の一部改正)
第二百九條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。
第二十九條を次のように改める。
(聴聞の特例)
第二十九條 行政庁は、第十五條第二十條において準用する場合を含む。の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第六條又は第十五條(これらの各規定を第

二十条において準用する場合を含む。の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(ガス事業法の一部改正)

第二百十條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十九條 通商産業大臣又は通商産業局長は、第十五条第二項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による供給区域若しくは供給地点の減少、第三十九條の十三の規定による禁止又は第三十九條の十四第七項において準用する第三十九條の十三の規定による請求をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。)、第三十九條の十三(第三十九條

の十四第七項において準用する場合を含む。)、第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十四條、第三十九條の十四第三項において準用する液化石油ガス法第六十七條、第三十九條の十四第五項において準用する液化石油ガス法第六十七條の三第一項、第三十九條の十四第六項において準用する液化石油ガス法第六十七條の五又は第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四十九條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第二百十一條 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「第四十條(命令の手続)」を「第四十八條第四項から第六項まで(聴聞の方法の特例)」に、「取消」を「取消しに係る聴聞」に改める。

第八十二條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(工業用水法の一部改正)

第二百十二條 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十六條 都道府県知事は、第十三條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十七條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸出検査法の一部改正)

第二百十三條 輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條を次のように改める。

(聴聞の特例)

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十四條の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四十三條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二百十四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二十三第六項中「第六十六條の二」を「第六十六條の二」に改める。

第六十條の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条中「聴聞を行」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十九條第四項中「(弁明の機会の供与)及び第六十六條の二」を削る。

(工業用水道事業法の一部改正)

第二百十五條 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十五條 第十條第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたとき

は、これを許可しなければならない。

第二十六条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第二百六十六 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十一条第一項」を「第十二条」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条の見出し及び同条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十三条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前項の規定による審査に当たっては、賠償義務者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して意見の聴取をし

なければならない。ただし、その者又はその代理人が正当な事由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで当該審査をすることができ。

第二十三条に次の一項を加える。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該賠償義務者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第二十五条第一項及び第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(航空機工業振興法の一部改正)

第二百七条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十二條 第十八條又は前條の規定による処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(輸出品デザイン法の一部改正)

第二百八条 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十条 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十一条第一項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十一条の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四十条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十一条の三「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(特許法の一部改正)

第二百九条 特許法(昭和三十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改める。

第十章中第百九十五条の三を第百九十五条の四とし、第百九十五条の二の次に次の一項を加える。

(行政手続法の適用除外)

第百九十五条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(実用新案法の一部改正)

第二百二十条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改め、同項を同条第五項

とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特許法第百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

(意匠法の一部改正)

第二百一十一條 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第六項中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特許法第百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

(商標法の一部改正)

第二百一十二條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第六項中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特許法第百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二百二十三條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條の五第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、第十六條の二第一項の規定による申出をした中小小売商業団体及び主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

第二十条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴取」に改める。

第二十一条中「並びに第十六條の三第三項(第十六條の五第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十六條の三第三項並びに第十六條

の五第二項に改める。

(商工会法の一部改正)

第二百二十四条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項を削る。

第五十九条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第一項中「うえ」を「上」に、「聴聞を行なわなければ」と「意見の聴取を行わなければ」に改め、同条第二項中「聴聞」を「前項の意見の聴取」に改める。

(電気工事法の一部改正)

第二百二十五条 電気工事法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の十五を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第七條の十五 第四條第六項、第四條の二第六項、第七條の八(第七條の九第四項において準用する場合を含む。)又は第七條の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 第七條の八(第七條の九第四項において準用する場合を含む。)又は第七條の十三の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第

号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十一條及び第十二條を次のように改める。

第十一條及び第十二條 削除

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第二百二十六条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第六條の二の二」を「第六條の二」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第二百二十七条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出しを「(意見の聴取)」に改

め、同条第一項を次のように改める。

第三十三條の二第二項(第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)又は第三十三條の二第二項及び第三十三條の三第二項において準用する第十五條第三項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

第四十五條第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第四十五條の二 通商産業大臣は、第二十條第一項(第三十五條の三の三において準用する場合を含む。)、第二十三條第二項(第三十五

條の三の三において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項又は第三十五條の十四第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十條第一項(第三十五條の三の三において準用する場合を含む。)、第二十三條第一項若しくは第二項(第三十五條の三の三において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項、第三十四條の二第二項若しくは第二項又は第三十五條の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第四十六條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞を行なつた」を「意見の聴取を行つた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四十五條第二項及び第三項の規定は、前項の意見の聴取に準用する。

(電気用品取締法の一部改正)

第二百二十八條 電気用品取締法(昭和三十六年

法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第一項中「聴聞を行なわなければ」と「意見の聴取を行なわなければ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二百二十九條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第四項を削る。

第六十二條第三項及び第七十三條第四項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第八十七條を削る。

第八十七條の二第二項中「第八十六條」を「前条」に改め、同条を第八十七條とする。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第二百三十條 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第四十條(命令の手続)」を「第四十八條第四項から第六項まで(聴聞の方法の特例)」に、「取消し」を「取消しに係る聴聞」に改める。

第十一條の四の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「聴聞を行なわなければ」と「意見の聴取を行なわなければ」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

第十一條の五第一項中「聴聞」を「前条第一項の意見の聴取」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十七條中「(聴聞手続等)」を「(意見の聴取の手続等)」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第二百三十一條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第九條 通商産業大臣は、第十六條第二項の規定による供給区域の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)

第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第二項、第八十三條、第八十五條の十一、第八十五條の十四、第八十五條の二十二(第八十五條の二十三第四項において準用する場合を含む。))又は第八十五條の二十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第九十條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二百三十二條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第九十條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十六條若しくは第三十四條の規定による命令、第六十四條の規定による禁止又は第六十七條の四第二項において準用する第六十四條の規定による請求をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第二十二條、第二十五條(第三十五條において準用する場合を含む。)、第二十六條、第三十四條、第三十七條の八、第三十八條の四、第四項、第三十八條の二十二(第三十八條の二十三第四項において準用する場合を含む。)、第三十八條の二十六第一項若しくは第二項、第五十四條、第六十四條(第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。)、第六十七條、第六十七條の三、第六十七條の五、第六十七條又は第八十條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

- 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第九十二條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第九十條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(砂利採取法の一部改正)

- 第二百三十三條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條を次のように改める。

(聴聞の特例)

- 第三十八條 通商産業大臣、都道府県知事又は河川管理者は、第十二條第一項又は第二十六條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十

三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十二條第一項又は第二十六條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

- 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十九條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気工業事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

- 第二百三十四條 電気工業事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

(聴聞の特例)

- 第三十條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八條第一項又は第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

- 3 第三十一條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二百三十五條 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

- 第七條第二項中「第十條第一項」を「第十條」に改める。
- 第八條の十五を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

- 第八條の十五 第八條の九(第八條の十第四項において準用する場合を含む。又は第八條の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(熱供給事業法の一部改正)

- 第二百三十六條 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

- 2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

- 2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十條に見出しとして「(不服申立ての手続における意見の聴取)」を付し、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

- 第二百三十七條 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七條を次のように改める。

(聴聞の特例)

- 第三十七條 主務大臣は、第十三條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない
ない。

第三十八条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」
に改め、同条中「前条の例により」を「その処分
に係る者に対し、相当な期間において予告をし
た上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条
に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事
案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分
に係る者及び利害関係人に対し、その事案に
ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与
えなければならない。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)
第二百三十八条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法
(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十三條第二項中「並びに第二十七條第一
項本文及び第二項」を削る。

第三十七條を次のように改める。

(聴聞の特例)
第三十七條 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監
督部長は、第二十八條又は第三十三條第一項
の規定による命令をしようとするときは、行
政手続法(平成五年法律第 号)第十三條
第一項の規定による意見陳述のための手続の
区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十五條、第二十八條、第三十三條第一
項又は第三十四條の規定による処分に係る聴
聞の期日における審理は、公開により行わな
ければならない。

3 第二十五條、第二十八條又は第三十四條の
規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政
手続法第十三條第一項の規定により当該処分
に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に
参加することを求めたときは、これを許可し
なければならない。

(消費生活用製品安全法の一部改正)
第二百三十九條 消費生活用製品安全法(昭和四
十八年法律第三十一号)の一部を次のように改
正する。

第九十條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)
第九十條 第十九條、第三十二條、第三十二條
の三第一項、第三十二條の五、第三十二條の
五の十一又は第三十二條の五の十四の規定に
よる処分に係る聴聞の期日における審理は、
公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成
五年法律第 号)第十七條第一項の規定
により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞
に関する手続に参加することを求めたときは
は、これを許可しなければならない。

第九十二條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」
に改め、同条中「第九十條の例により」を「その
処分に係る者に対し、相当な期間において予告
をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、
同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事
案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分
に係る者及び利害関係人に対し、当該事案に
ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与
えなければならない。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の
調整に関する法律の一部改正)
第二百四十條 大規模小売店舗における小売業の
事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法
律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を
「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を
「第一項の意見の聴取」に改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律の一部改正)
第二百四十一條 化学物質の審査及び製造等の規
制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)

の一部を次のように改正する。
第三十六條を次のように改める。

(聴聞の特例)
第三十六條 通商産業大臣は、第二十一條第一
項の規定による命令をしようとするときは、
行政手続法(平成五年法律第 号)第十三
條第一項の規定による意見陳述のための手続
の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな
らない。

2 第二十一條の規定による処分に係る聴聞の
期日における審理は、公開により行わなけれ
ばならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七
條第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十七條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」
に改め、同条中「前条の例により」を「その処分
に係る者に対し、相当な期間において予告をし
た上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条
に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事
案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分
に係る者及び利害関係人に対し、その事案に
ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与
えなければならない。

(揮発油販売業法の一部改正)
第二百四十二條 揮発油販売業法(昭和五十
一年法律第八十八号)の一部を次のように改正す
る。

第二十一條を次のように改める。

(聴聞の特例)
第二十一條 通商産業大臣は、第二十一條第二項
の規定による処分をしようとするときは、行
政手続法(平成五年法律第 号)第十三條
第一項の規定による意見陳述のための手続の
区分にかかわらず、聴聞を行わなければなら
ない。

2 第二十一條第一項若しくは第二項又は第十七
條の十一の規定による処分に係る聴聞の期日
における審理は、公開により行わなければな
らない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七
條第一項の規定により当該処分に係る利害関
係人が当該聴聞に関する手続に参加すること
を求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十二條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」
に改め、同条中「前条の例により」を「その処分
に係る者に対し、相当な期間において予告をし
た上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条
に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事
案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分
に係る者及び利害関係人に対し、その事案に
ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与
えなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法
律の一部改正)
第二百四十三條 特許協力条約に基づく国際出願
等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)の
一部を次のように改正する。

第十九條に次の一項を加える。

3 特許法第九十五條の三の規定は、この法
律又はこの法律に基づく命令の規定による処
分に準用する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大
陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴
う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する
特別措置法の一部改正)
第二百四十四條 日本国と大韓民国との間の両国
に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協
定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の
開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第
八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第四十五条 第二十八条第一項又は第三十七条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十六条に見出しとして「(不服申立ての手続における意見の聴取)」を付し、同条中「前条の例により」とその処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十八条中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」を「通商産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第二百四十五条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十五条の三 第十二条の九第十二条の十第四項において準用する場合を含む。又は第十二条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

ばならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第二百四十六条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第三十七条 通商産業大臣は、第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十八条に見出しとして「(異議申立ての手続における意見の聴取)」を付し、同条中「前条の例により」とその処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を

与えなければならない。

第三十九条中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」を「通商産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百四十七条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による設定登録の抹消に係る聴聞は、当該設定登録に係る回路配置利用権に関する権利の登録名義人に対し、相当な期間を置いて通知した上で行わなければならない。

第九條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七条第一項の規定により前項に規定する登録名義人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十三條を次のように改める。

(指定登録機関に対する処分に係る聴聞の方法の特例)

第四十三條 第三十七條又は第四十一條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第二百四十八條 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十七條 通商産業大臣は、第十六條第一項の規定による削減、同条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十六條第一項から第三項までの規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十八條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」とその処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二百四十九條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十二條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第三十二條 第二十六條又は第三十條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成

五年法律第 号第十七条第一項の規定

により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参与する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特許法第九十五条の三の規定は、この法律の規定による処分(第四章の規定による処分を除く)に準用する。

(再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正)

第二百五十条 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百五十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「第二十八條第一項」を「第二十八條」に改め、同項第四号中「第二十八條第一項」及び「同項」を「第二十八條」に改める。

第二十七條第二項及び第二十八條第二項を削る。

第二十九條中「前條第一項」を「前條」に改める。

第三十二條第二項第二号中「第二十八條第一項」を「第二十八條」に改める。

第四十四條中「第二十八條第一項」を「第二十八條」に改め、同項第一号を「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十四條第六号中「第二十八條第一項」を「第二十八條」に改める。

第五十六條第七号中「第二十七條第一項」を「第二十七條」に改める。

「第二十七條」に改める。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の一部改正)

第二百五十二条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(計量法の一部改正)

第二百五十三条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一條及び第六十二條を次のように改める。

(不合格の判定の理由の通知)

第六十一條 指定検定機関は、前條第二項に規定する場合において、不合格の判定をしたときは、その試験を行うことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。

(聴聞の特例)

第六十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第六十三條又は第六十三條の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十八條(第六十六條第三項及び第六十二條第二項)において準用する場合を含む。

第六十七條(第六十九條第一項)において準用する場合を含む。

第六十八條(第六十九條第四項)において準用する場合を含む。

第六十九條(第六十九條第五項)において準用する場合を含む。

第九十九條(第九十九條第三項)において準用する場合を含む。

い。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参与する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十四條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第六十二條の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

附則第二十條第三項中「及び第六十一條第一項」を削る。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百五十四條 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十七條 第二十一條又は第二十五條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参与する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十三條第一項第三号中「第五十條第一項」を「第五十條」に改め、同項第五号中「第五十條第一項」及び「同項」を「第五十條」に改める。

第四十九條第二項及び第五十條第二項を削る。

第五十一条中「前條第一項」を「前條」に改める。

第六十五條中「第五十條第一項」を「第五十條」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六十六條及び第七十六條第三号中「第五十條第一項」を「第五十條」に改める。

第八十條第十二号中「第四十九條第一項」を「第四十九條」に改める。

第九章 運輸省関係

(船舶法の一部改正)

第二百五十五條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十一條ノ三 行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章ノ規定ハ船舶ノ登録並ニ船舶國籍證書及び仮船舶國籍證書ニ關スル処分ニハ之ヲ適用セズ

(水難救護法の一部改正)

第二百五十六條 水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三章中第三十條ノ二を第三十條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第三十條ノ二 行政手続法(平成五年法律第 号)第三章ノ規定ハ第六條又ハ第七條第三項ノ処分ニハ之ヲ適用セズ

(鉄道抵当法の一部改正)

第二百五十七條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の次に次の一條を加える。

第六十四条の二 この法律に基づいてされる処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(港則法の一部改正)

第二百五十九条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第七章中第三十七条の三の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の四 第十条(前条の規定により準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条の規定により準用する場合を含む。))の規定により準用する場合を含む。又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条の規定により準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく命令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整とんを図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(航路標識法の一部改正)

第二百六十条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第八條第二項、第九條第二項又は第十條第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該命令に係る関係人

が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(水先法の一部改正)

第二百六十一条 水先法(昭和二十四年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第二項中「聴聞をしなければ」を「その意見を聴取しなければ」に、「聴聞の場所において、意見を述べ、及び」を「意見の聴取に際しては、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 当該水先人は、意見の聴取の通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、運輸大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求め、ことが出来る。この場合において、運輸大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の政令で定める審議会が行う意見の聴取に必要事項は、省令で定める。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の四 第二十三条から第二十四条の二までの規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。))の規定は、適用しない。

(運輸省設置法の一部改正)

第二百六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第六條第二項中「事項」の下に「(行政手続法(平成五年法律第 号)第二章第四号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。))を除く。」を加え、「はからずして」を「諸らないで」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第十八条の二 第六條第一項各号に掲げる不利益処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。))の規定は、適用しない。

(海上運送法の一部改正)

第二百六十三条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の三」を「第四十五条の四」に改める。

第十條の二第六項及び第十四條第三項を削る。

第四十五條の三の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同條第一項中「左」を「次に」に、「聴聞する」を「意見を聴取する」に改め、同條第一号中「又は事業の停止若しくは免許の取消」を削り、同條第二号中「又は事業の停止若しくは許可の取消」を削り、同條第二項中「聴聞しなければ」を「意見を聴取しなければ」に改め、同條第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「意見を述べ、及び」を削る。

第五章中第四十五條の三の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第四十五條の四 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業の免許の取消し若しくは特定旅客定期航路事業、自動車

航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(通訳案内業法の一部改正)

第二百六十四条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による営業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十四條に次の一項を加える。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第二百六十五条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條を次のように改める。

(港灣法の一部改正)

第二百六十六条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 港灣管理者の長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわら

ず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十五条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(海事代理士法の一部改正)

第二百六十七條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「報酬の額の届出をした海事代理士に、日時及び場所を通知して公開による聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二項の規定に適合することを述べる十分な機会を与えた後、その申立に理由がないと認めるときは」及び「理由を示して」を削り、同条第五項中「前二項を」第三項から前項までに改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 地方運輸局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法平成五年法律第 号(第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

6 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十五條第二項から第四項までを次のように改める。

2 地方運輸局長は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 地方運輸局長は、第一項各号に掲げる処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の七日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船舶職員法の一部改正)

第二百六十八條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十一條 運輸大臣は、前条第一項の規定による業務の停止の命令又は戒告をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)(第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 運輸大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の十五日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、十五日を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主事者は、行政手続法第七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二百六十九條 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條の三第三項を削る。

第二十二條の四の見出し中「聴聞」の下に「の特例」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)(第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十二條の四に次の一項を加える。

4 第二項の聴聞の主事者は、行政手続法第七條第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(道路運送法の一部改正)

第二百七十條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項及び第三十條第五項を削る。

第四十三條中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第四十四條第三項中「並びに前条第七項及び第八項を」及び「前条第七項」に改める。

第八十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。

第八十七條中「第八十一條第三項を」第八十一條第二項に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)(第二十七條第二項の規定は、適用しない。

第八十九條の見出しを「(利害関係人等の意見の聴取)」に改め、同条第一項中「聴聞する」を「意見を聴取する」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「前項各号に掲げる事項について運輸大臣を」同項各号に掲げる事項若しくは旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは免許若しくは許可の取消しについて運輸大臣に、「聴聞しなければ」意見を聴取

しなれば」に改め、同条第三項中「聴聞を」意見の聴取に改め、「意見を述べ、及び」を削り、同条第四項中「聴聞を」意見の聴取に改め、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第八十九條の二 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消しの処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第百零二條第二号及び第三号中「第八十一條第三項を」第八十一條第二項に改める。

第百零八條第二号中「第九項、第十一項若しくは第十二項を」第八項、第十項若しくは第十一項に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二百七十一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十六條の三 登録については、行政手続法(平成五年法律第 号)(第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 自動車登録番号標及びその封印に関する処分(第十一條第四項ただし書の許可を除く)、登録の検認並びに登録事項等証明書の交付については、行政手続法第二章の規定は、適用

しない。

第百三条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第百三条 当該行政庁は、第二十六条第二項若しくは第九十三条の規定による事業の停止又は第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六條の二第七項(許可の取消しの場合に限る。)、第五十三条、第七十五条第五項若しくは第六項、第八十八条、第九十三条、第九十四条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(自動車抵当法の一部改正)

第二百七十二條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十一条 自動車の抵当権の登録については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(モーターボート競走法の一部改正)

第二百七十三條 モーターボート競走法(昭和二十

十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「前二項を」を「第一項に、」

「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る施行者に、」を「ただし」を「ただし」に、「これらの処分を」を「当該処分」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第二百七十四條 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「理由を示して」を削る。

第二十九条の二の見出しを「意見の聴取」に改め、同条第一項中「次に掲げる事項」を「内航海運業の許可」に「聴聞する」を「意見を聴取する」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる事項」を「内航海運業の許可」に「聴聞しなければ」を「意見を聴取しなければ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「意見を述べ、及び」を削り、同条第四項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第二十九条の三 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(気象業務法の一部改正)

第二百七十五條 気象業務法(昭和二十七年法律

第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(不服申立ての制限)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(航空法の一部改正)

第二百七十六條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十七條の二」を「第百三十七條の三」に改める。

第二十七条第一項中「第三十条第一項を」第三十条に、「取消を」を「取消し」に改める。

第三十条第二項及び第百二十二条第二項を削る。

第百二十四条第一項中「第百十八條を」及び第百十八條に改め、「及び第百二十二条第二項」を削る。

第九章中第百三十七條の二の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第百三十七條の三 航空機の登録に関する処分又は第九十六条第一項若しくは第二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書又は第九十七条第一項の規定による処分については、行政手続法第二章の規定は、適用しない。

3 第百二十六条第四項、第百二十九條の四、第百二十九條の五又は第百三十一條の二の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第百五十五條第二号及び第三号、第百五十六條、第百五十七條各号並びに第百六十條第二号中「第百二十二條第一項」を「第百二十二條」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第二百七十七條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「第十八條の三又は第十九條第一項若しくは第二項を」を削り、「公開による聴聞を行わなければならない」を「公開により意見を聴取しなければならない」に改め、同条第二項中「運輸大臣」の下に「意見の聴取の期日の一週間前までに」を加え、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「期日の一週間前までに」を削り、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「第十八條の三又は第十九條第一項若しくは第二項を」を削る。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 運輸大臣は、第十八條の三(第一号を除く。)の規定による処分又は第十九條第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 運輸大臣は、第十八條の三又は第十九條第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(航空機抵当法の一部改正)

第二百七十八條 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条 航空機の抵当権の登録については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第二十四条 抵当権の登録については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二百七十九條 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを「意見の聴取」に改め、同条第一項中「公開による聴聞を行わなければ」を「これらの者から公開により意見を聴取しなければ」に改め、同条第二項中「聴聞を」意見の聴取に改め、同条第三項中「聴聞を」第一項の規定による意見の聴取に、「審査請求人及び」を「審査請求人に対し、当該事案について証拠を提出する機会を与え、並びに」に改める。

(倉庫業法の一部改正)

第二百八十條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

第二十四條及び第二十五條 削除

(自動車タミナル法の一部改正)

第二百八十一條 自動車タミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。

第三十四條及び第三十五條 削除

(小型船舶業法の一部改正)

第二百八十二條 小型船舶業法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十條 運輸大臣は、第十七條第一項の規定による事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三條又は第十七條第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百八十三條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項及び第八條第三項を削る。

第十條に次の一項を加える。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二十七條第二項の規定は、適用しない。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)

第二百八十四條 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十四條の次に次の一項を加える。

(聴聞の特例等)

第五十四條の二 第五十二條第一項の規定により、運輸大臣が輸送施設の使用の停止の命令をしようとするとき、又は地方運輸局長がその権限に属する輸送施設の使用の停止若しくは事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

らない。

2 道路運送法第八十九條の二第二項及び第三項の規定は、運輸大臣又は地方運輸局長が第五十二條第一項の規定による処分に係る聴聞を行う場合について準用する。

3 地方運輸局長は、運輸大臣の権限に属する第五十二條第一項の規定による処分について運輸大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

4 道路運送法第八十九條第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十八條第一号及び第五号中「第五十二條第三項」を「第五十二條第二項」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第二百八十五條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項から第四項までを次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十二條の二の見出しを「他の法律の適用除外」に改め、同条に次の一項を加える。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九條の二、第四十二條の五、第四十二條の六又は第四十二條の八の規定による命令又は処分については、適用しない。

いては、適用しない。

(海上交通安全法の一部改正)

第二百八十六條 海上交通安全法(昭和四十七年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「同条第九項を」同条第八項に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十條第六項を削り、同条第七項中「第五項を」前項に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十一條第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十二條第二号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十條第七項を」第三十條第六項に改める。

第三十七條の次に次の一項を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十七條の二 第十四條第三項(第十八條第四項において準用する場合を含む。)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第四十二條第三号中「第三十條第七項」を「第三十條第六項」に改める。

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)

第二百八十七條 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「聴聞会」を「意見聴取会」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第三項中「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

(外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正)

第二百八十八條 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)の

一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第六条の二 第四條第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)

第二百八十九條 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「模様替」を「模様替え」に改め、「(以下「建築物の模様替等」という。)」を削り、同条第二項中「(以下「建築物の移転等」という。)」を削り、同条第三項を削る。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二百九十條 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第八條の二 第三條第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

(鉄道事業法の一部改正)

第二百九十一條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十五條の見出しを「意見の聴取」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「聴聞をする」を「意見を聴取する」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「聴聞をしなければ」を「意見を聴取しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「聴聞を」を「意見の聴取に改め、意見を述べ、及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞の特例)

第六十五條の二 地方運輸局長は、第六十四條

の規定により鉄道事業の停止の命令がその権限に属することとなつた場合において、当該命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第六十四條の規定により鉄道事業の停止の命令又は免許の取消しの処分が地方運輸局長の権限に属することとなつた場合において、当該処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(貨物運送取扱事業法の一部改正)

第二百九十二條 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十條」を「第五十條の二」に改める。

第二十六條第二項中「その理由を示して」を削る。

第三十二條第二項を削る。

第三十三條中「前條第一項」を「前條」に改める。

第四十四條第二項中「その理由を示して」を削る。

第四十八條第二項を削る。

第四十九條中「前條第一項」を「前條」に改める。

第四十條中「次に次の一条を加える」。

(行政手続法の適用除外)

第五十條の二 国際貨物運送に係る利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当す

場合における第三十六條第五項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)、第三十九條又は前條の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

2 国際貨物運送に係る運送取扱事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当する場合における第四十六條第二項において準用する第三十六條第五項又は第四十八條の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

第六十四條第四号中「第三十二條第一項又は第四十八條第一項」を「第三十二條又は第四十八條」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第二百九十三條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「期日及び場所の指定の日」を「通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

(鉄道整備基金法の一部改正)

第二百九十四條 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項中「並びに第十七條から第二十二條まで」を「第十七條から第二十二條まで並びに第二十四條の二に、並びに第二十二條を、第二十一條の二、第二十二條並びに第二十四條の二に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第二百九十五條 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「第四十六條並びに第四十九條」を「並びに第四十六條」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第二百九十六條 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第五項の表第九條、第十二條から第十四條までの項中「から第十四條まで」を「第十三條、第十四條第一項」に改め、同表第九條、第十四條の項中「第十四條」を「第十四條第一項及び第二項」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

(郵便法の一部改正)

第二百九十七條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の十五を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第七十五條の十五 第七十五條の六第二項の規定による処分又は前條第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第 号)第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(郵政省設置法の一部改正)

第二百九十八條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「所掌事務に係る聴聞」を「電波監理審議会が行う審理及び所掌事務に係る意

見の聴取に改める。

(電波法の一部改正)

第二百九十九条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十四条を次のように改める。

(異議申立ての制限の適用除外)

第八十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分のうち行政手続法平成五年法律第 号)による聴聞を経てされたものについては、同法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

第八十六条の前の見出し及び同条中「聴聞を「審理」に改める。

第八十七条中「聴聞を「審理」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十八条第一項中「聴聞の」を「審理の」に、「前条但書」を「前条ただし書」に、「聴聞開始通知書」を「審理開始通知書」に改め、同条第二項中「聴聞開始通知書」を「審理開始通知書」に、「聴聞の」を「審理の」に改める。

第八十九条 第九十条第二項及び第三項、第九十一条第一項及び第三項、第九十二条、第九十三条第一項、第九十三条の三並びに第九十四条第二項中「聴聞」を「審理」に改める。

第九十六条中「の外、聴聞」を「のほか、審理」に改める。

第九十九条の十二の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞の」を「意見の聴取の」に、「行なう」を「行う」に、「聴聞開始通知書」を「意見聴取開始通知書」に改め、同条第四項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第五項中「当該」を「第一項及び第二項の意見の聴取(行政手続法第二十四条に規定する不利益処分(次項及び第八項において単に「不利益処分」という。)に係るものを除く。))においては、当該に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第六項中「第八十七条及び」を「第八十七条」に改め、「第

九十三条の三まで」の下に「及び第九十六条」を加え、「第一項及び第二項の聴聞」を「第一項及び第二項の意見の聴取に、第八十九条及び行政手続法第十八条の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第三項中「異議申立人」とあるのは「第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者(第三十八条の六第三項(第四十七条の二及び第七十三条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定による指定証明機関、指定試験機関又は指定検査機関に対するその役員、証明員、試験員又は検査員(以下この項において「役員等」という。))の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員等。以下第九十二条の五までにおいて「当事者」という。と、第九十一条から第九十二条の五までの規定中「異議申立人」とあるのは「当事者」と、第九十六条中「この章」とあるのは「第九十九条の十二」と、行政手続法第十八条第一項中「当事者」とあるのは「電波法第九十九条の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十条第三項の当事者」と、「参加人」とあるのは「同法第九十九条の十二第六項において準用する同法第八十九条第一項又は第二項の参加人」と、「聴聞の通知」とあるのは「同法第九十九条の十二第三項ただし書に規定する意見聴取開始通知書の送付」と読み替えるものとする。

第九十九条の十二第七項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「基き」を「基づき」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項又は第二項の規定による意見の聴取を経てされる処分であつて、不利益処分に該当するものについては、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第九十九条の十四第二項中「若しくは」を「に規定する審理又は」に、「又は」を「若しくは」に、「聴聞」を「意見の聴取の手續」に改める。

(放送法の一部改正)

第三百条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の十一の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第三百一条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第三百二条 有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十四条 郵政大臣は、第九條の規定による処分をしようとするときは、行政手続法平成五年法律第 号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第九條又は第十二條第一項から第四項までの規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手續に参加すること求めたときは、これを許可しなければならない。

第十五條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、」

に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気通信事業法の一部改正)

第三百三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九十五條を次のように改める。

(聴聞の特例)

第九十五條 郵政大臣は、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條又は第三十九條第一項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十九條第一項、第二十條第一項、第二十八條第一項、第三十六條第一項若しくは第二項、第三十七條、第三十九條第一項、第四十六條(第五十四條第二項において準用する場合を含む。))又は第五十九條第三項(第七十二条において準用する場合を含む。))の規定による処分に係る聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第九十六條の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の規定の例により聴聞」を「審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求

人又は異議申立人及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十一章 労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第三百四條 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十條第四項中「第一項を」と「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(労働組合法の一部改正)

第三百五條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の三」を「第二十七條の四」に改める。

第四章中第二十七條の三を第二十七條の四とし、第二十七條の二の次に次の一條を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十七條の三 労働委員会がする処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第三百六條 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第三項を削る。

第三十七條及び第三十八條を次のように改める。

(行政手続法の適用除外)

第三十七條 納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第三十八條 削除

第六十九條第五項を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三百七條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三項を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三百八條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働保険事務組合(第三十三條―第三十六條)」を「第四章 労働保険事務組合(第三十三條―第三十六條)」に改める。

第四條の次に次の一章を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十六條の二 この法律(第三十三條第二項及び第四項を除く。)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正)

第三十九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第三十九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

4 第一項の認可については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章の規定は、適用しない。

第八条に次の一項を加える。

4 第五條第四項の規定は、第一項の認可について準用する。

第十九條第三項中「第三十七條、第三十八條」を「第三十六條の二から第三十八條まで」に改める。

第三十條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 削除

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三十一條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の三十第四項を削る。

(労働安全衛生法の一部改正)

第三百十二條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を削る。

第十二條第二項中「及び第三項」を削り、

第十五條の二第二項中「及び第三項」を削り、

「これらの規定を」と同項に改める。

第一百五條を次のように改める。

第一百五條 削除

(作業環境測定法の一部改正)

第三百十三條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第三百十四條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

(港灣労働法の一部改正)

第三百十五條 港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律の一部改正)

第三百十六條 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「から第三項まで」を削る。

(介護労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三百十七條 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百十八條 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(短時間労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三百十九條 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

(建設業法の一部改正)

第三百二十條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の十四第一項中「当該指定試験機関について聴聞を行った後、そのを、当該指定試験機関の」に改め、同条第二項中「当該指定試験機関について聴聞を行った後を、当該指定試験機関に対して」に改め、同条第四項を削る。

第二十九條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法平成五年法律第 号第三章の規定は、適用しない。

第三十二條を次のように改める。

(参考人の意見聴取)

第三十二條 第二十九條の規定による許可の取消しに係る聴聞の主事者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣又は都道府県知事が第二十八條第一項から第三項まで又は第二十九條の四第一項若しくは第二項の規定による処分に係る弁明の機会の付与を行う場合について準用する。

(測量法の一部改正)

第三百二十一條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十七條の二を次のように改める。

(参考人の意見聴取)

第五十七條の二 前条第一項又は第二項の規定による登録の取消しに係る聴聞の主事者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣が前条第二項の規定による営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合に準用する。

(建築基準法の一部改正)

第三百二十二條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「事由の下に」並びに意見書の提出先及び提出期限を加え、「交付しなれば」を「交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠

を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「対して」の下に「意見書の提出に代えて」を加え、「聴聞を」意見の聴取に改め、同条第四項から第六項までの規定中「聴聞を」意見の聴取に改め、同条第八項中「聴聞を」意見の聴取に「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「聴聞を」意見の聴取に「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の一項を加える。

15 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第十一條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

第十條第二項中「第十四項を」第十五項に改める。

第四十五條第二項中「第六項まで」の下に「及び第十五項」を加える。

第四十六條第一項及び第二項、第四十八條第十三項及び第十四項並びに第七十二條(見出しを含む。)中「聴聞を」意見の聴取に改める。

第九十條の二第二項中「第十四項を」第十五項に改める。

(建築士法の一部改正)

第三百二十三條 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項を次のように改める。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主事者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

第二十六條第三項中「第十條第二項から第四項を」第十條第三項から第五項に、「前項」を

「第二項」に改め、後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の開鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(土地収用法の一部改正)

第三百二十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 手数料及び費用負担(第百二十五條―第百二十八條)」を「第九章 手数料及び費用負担(第百二十五條―第百二十八條) 行政手続法の適用除外(第百二十八條の二)」に改める。

第三十條第三項中「、あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九條の二 行政手続法の適用除外

第百二十八條の二 この法律の規定により収用委員会がする処分(第六十四條の規定により会長又は指名委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百二十五條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「第六十九條第一項において同じ。」を削る。

第十六條の十五第一項中「当該指定試験機関について公開による聴聞を行った後、そのを」を「当該指定試験機関の」に改め、同条第二項中「当該指定試験機関について公開による聴聞を行った後」を「当該指定試験機関に對し」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じ

た」を「第一項又は第二項の規定による処分をした」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 建設大臣は、前二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法律第 号)第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を行政手続法第十五條第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第三項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第三十條第一項中「第六十七條を」第六十七條第一項に改める。

第五十四條第一項中「当該指定保証機関について公開による聴聞を行った後、そのを」を「当該指定保証機関の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十六條の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十二條第一項中「、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後」を削り、同条第二項中「当該指定保証機関について公開による聴聞を行った後」を「当該指定保証機関に對し」に「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 建設大臣は、第一項の規定により必要な指示をし、又は前項の規定により手付金等保証事業の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十二條に次の一項を加える。

4 第十六條の十五第三項から第五項までの規

定は、第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十四条第一項中「当該指定保管機関について公開による聴聞を行つた後」を「当該指定保管機関に対し」、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 建設大臣は、前項の規定により手付金等保管事業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 第六十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十四条の二十二第一項中「当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行なつた後」を「当該宅地建物取引業保証協会に対し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第六十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六十八条の二第二項中「(次条において「取引主任者資格者」という。)」を削る。

第六十九条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第六十九条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十五条又は第六十八条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区

分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第六十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第六十五条、第六十六条、第六十八条又は前条の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第七十六条及び第七十七条第一項中「第六十七条を」「第六十七条第一項」に改める。

(道路法の一部改正)

第三百二十六条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「第七十一条第五項」を「第七十一条第四項」に改める。

第七十一条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第九十七条中「第六項」を「第五項」に改める。
 第一百一条第五号中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に改める。
 第七十一条第五項に改める。
 第七十一条第四項に改める。
 第七十一条第三項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第三百二十七条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「左の」を「次の」に、「添附書

類」を「添付書類」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同項第三号中「第二十二條」を「第二十一条第二項」に、「取消」を「その取消し」に改め、同項第四号中「終つた」を「終わった」に改め、同項第五号中「禁」を「禁錮」に、「終つた」を「終わった」に、「第二十二條」を「第二十一条第二項」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「聴聞」を削り、「聴聞させなければ」を「意見の聴取を行わなければならない」に、「この場合において」を「ただし」に、「聴聞」を「意見の聴取」に、「聴聞をしない」を「意見の聴取を行わない」に改め、同条第三項中「聴聞させる場合において」を「意見の聴取を行わせる場合において」に、「その意見」を「意見」に改め、同条第五項中「理由を附して」を削る。

第八條の見出し中「基く登録の取消」を「基づく登録の取消し」に改め、同条第一項中「第二十二條」を「第二十一条第二項」に、「場合を除く外」を「場合のほか」に、「当該保証事業会社に通知して聴聞を行つた後、その」を「当該保証事業会社の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴かなければならない。

第八條に次の一項を加える。

3 第六條第四項の規定は、前項の規定により出頭を求められた参考人について準用する。

第十條の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第一号中「第二十二條」を「第二十一条第二項」に改め、同項第三号中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞をしよう」とを「意見の聴取を行おう」とに、「第六條第二項中「拒否」とあるのは「まつ消」を「同条第二項中「拒否しようとするときは」とあるのは「抹消しようとするときは」に改め、「掲げる者」との下に、「拒否することができ」とあるのは「抹消することができ」とを加える。

第十二條第五項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第六項中「聴聞をしよう」とを「意見の聴取を行おう」とに、「第六條第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第七項後段を削る。

第二十一条中「聞いた」を「聴いた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による処分に係る弁明の機会の付与は、中央建設業審議会の意見を聴く前に行わなければならない。

第二十二條第二項中「左の」を「次の」に、「聞いた上で、理由を示し」を「聴いた上で、当該保証事業会社に対して」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第八條第二項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行う場合について準用する。

第二十二條第四項を削る。

第二十五條第二項中「聴聞させなければ」を「審問を行わなければならない」に改め、同条第三項中「第六條第二項前段」を「第六條第二項本文」に、「聴聞」を「審問」に、「第六條第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第四項中「同項に規定する」を「同項の規定による」に、「又」を「ま

たに、「第二十一条に規定するを」第二十一条第一項の規定によるに、「若しくはを」、又はに改める。

第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「第二十一条を」第二十一条第一項に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)

第三百二十八条 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の記号の打刻及び検認については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章の規定は、適用しない。

第二十九条中「第四条第四項を」第四条第五項に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第三百二十九条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第二百二十四条第四項を」第二百二十四条第三項に改める。

第七十六条第四項中「附したを」付したに改め、後段を削り、同条第五項中「前項前段を」前項に改める。

第七十八条第二項中「第三項を」第二項に、「因り」を「より」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

6 第一項の規定による仮換地の指定又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の指定については、行政手続

法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第一百条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による宅地又はその部分についての使用又は収益の停止については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第一百三条に次の一項を加える。

6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第二百二十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二百二十五条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三百三十条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第十八号及び第七条第一項第十三号中「第七十一条第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により聴聞を行い、及び同法を削り、並びに同法第七十一条第四項前段を、及び同法第七十一条第三項前段に改める。

第三十条第一項の表上欄中「第七十一条第四項後段、第五項及び第六項を」第七十一条第三項後段、第四項及び第五項に、「第七十一条第五項を」第七十一条第四項に改める。

(都市公園法の一部改正)

第三百三十一条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を」前二項に改め、同項を同条

第三項とする。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三百三十二条 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「前二項を」前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(駐車場法の一部改正)

第三百三十三条 駐車場法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削る。

第二十一条中「第十九条第一項を」第十九条に改める。

(下水道法の一部改正)

第三百三十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十八条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を」前二項に、「行ない」を「行ないに」、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項を」第四項に改め、同項を同条第六項とする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第三百三十五条 住宅地区改良法(昭和三十五

年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項を削り、同条第六項中「第四項を」前項に、「行ない」を「行ないに」、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十六条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 この法律の規定により収用委員会がする処分及び建設大臣がする代行裁決に係る処分(第三十八条の四第二項において読み替えて準用する土地収用法第六十四条の規定により建設大臣又は指名職員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第 号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第四十五条中「第四十二条を」から第四十二条までに改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第三百三十七条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項後段を削る。

第十三条第四項を削り、同条第五項中「第二項に規定する工事に該当することが明らかな工事については、緊急の必要があつて前項に定める手続によることができない場合に限り、その手続によらないで、第二項を」第二項の規定に

より工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十六条第三項中「第十三条第四項及び第六項を第十三条第五項」に改める。

第十七条第一項中「第三項まで若しくは第五項を第四項まで」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれている」を「行われている」に改める。

第二十三条中「第五項前段」を「第四項前段」に改める。

第二十五条第一号中「第十三条第五項後段」を「第十三条第四項後段」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三百三十八条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十九条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項を削り、同条第八項中「第六項前段」を「前項前段」に、「により原状回復等」を「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この項において「原状回復等」という。)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。
(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改

正)

第三百四十条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわされる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(都市計画法の一部改正)

第三百四十一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項後段を削る。
第八十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわされる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(都市再開発法の一部改正)

第三百四十二条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六十六条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわされる」を「行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第八十六条に次の一項を加える。

3 権利変換に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第八十七条第二項ただし書中「第六十六条第八項」を「第六十六条第七項」に改める。

第九十六条第四項中「第六十六条第八項」を「第六十六条第七項」に、「行なわれ」を「行われ」に、「附加増置」を「付加増置」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第二百二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二百二十五条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三百四十三条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第三百四十四条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条に次の一項を加える。
2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

第四十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十六条 建設大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項又は第四十四条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行なわれなければならない。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第三百四十五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。
5 第一項の通知については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。

(都市緑地保全法の一部改正)

第三百四十六条 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項を削り、同条第三項中「第一項」

を「前項」に、「により原状回復等」を「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。 （生産緑地法の一部改正） 第三百四十七條 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。 第九條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「により原状回復等」を「により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。 （大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正） 第三百四十八條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 第四百四條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。 （民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正） 第三百四十九條 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 第十三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。 （地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。）	再配置の促進に関する法律の一部改正 第三百五十條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。 第二十一条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。 第十三章 自治省関係 （消防法の一部改正） 第三百五十一条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。 第十二条の二第三項を削る。 第十三条の十八第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。 第十六条の二十八第三項及び第二十一条の二十九第三項を削る。 第二十一条の五十七第四項中「第一項若しくは第二項」を「前二項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。 （政治資金規正法の一部改正） 第三百五十二条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。 第三十一条中「理由を示して」を削る。 （公職選挙法の一部改正） 第三百五十三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。 目次中「第二百六十五条（行政不服審査法による不服申立ての制限）」を「第二百六十四条の二（行政不服審査法による不服申立ての制限）」に改める。 第二百六十四条の二 次の一条を加える。 （行政手続法の適用除外） 第二百六十四条の二 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たたる行為については、行政手続法（平成五年法律第 号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。 （地方交付税法の一部改正） 第三百五十四条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。 第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「見積る」を「見積もる」に改め、同条第六号中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第七号中「見積」を「見積り」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に、「は、握し」を「把握し」に改め、同条第九号中「の外」を「のほか」に改める。 第二十号の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に、「充分」を「十分」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「除く外」を「除くほか」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。 （地方税法の一部改正） 第三百五十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。 目次中「第十二節 不服審査及び訴訟」を「第十二節 行政手続法との関係（第十八条の四）十三節 不服審査及び訴訟」	に、「第十三節」を「第十四節」に、「第十四節」を「第十五節」に改める。 第一章中第十四節を第十五節とし、第十三節を第十四節とし、第十二節を第十三節とし、第十一節の次に次の一節を加える。 第十二節 行政手続法との関係 （行政手続法の適用除外） 第十八条の四 行政手続法（平成五年法律第 号）第三章又は第四章第一項に定めるもののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たたる行為については、同法第二章及び第三章の規定は、適用しない。 2 行政手続法第三章、第四章第一項又は第三十五條第三項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）については、同法第三十五條第二項及び第三十六條の規定は、適用しない。 （地方公務員法の一部改正） 第三百五十六條 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。 第五十三条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、後段を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。	に、「第十三節」を「第十四節」に、「第十四節」を「第十五節」に改める。 第一章中第十四節を第十五節とし、第十三節を第十四節とし、第十二節を第十三節とし、第十一節の次に次の一節を加える。 第十二節 行政手続法との関係 （行政手続法の適用除外） 第十八条の四 行政手続法（平成五年法律第 号）第三章又は第四章第一項に定めるもののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たたる行為については、同法第二章及び第三章の規定は、適用しない。 2 行政手続法第三章、第四章第一項又は第三十五條第三項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）については、同法第三十五條第二項及び第三十六條の規定は、適用しない。 （地方公務員法の一部改正） 第三百五十六條 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。 第五十三条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、後段を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
---	---	---	---

ならない。

(行政書士法の一部改正)

第三百五十七條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六條の五第三項中「及び第三項並びに」を「並びに」に改める。

第七條第三項中「第六條の二第二項後段及び第三項」を「第六條の二第二項後段」に改める。

第十四條第二項中「都道府県知事が前項を」都道府県知事は、前項第一号に、「当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を」行政手続法(平成五年法律第

号)第十三條第一項の規定による意見陳述のため

の手續の区分にかかわらず、聴聞に改め、

同條第三項中「前項の場合において、」を削り、

「処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を」第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつてはに、「当該行政書士に通

知し、且つ」を「行政手続法第十五條第一項の規定による通知をし、かつ」に改め、同條第四項

を次のように改める。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開に

より行わなければならない。

第十四條第五項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

第三百五十八條 自治省設置法(昭和二十七年法

律第二百六十一号)の一部を次のように改正す

る。

第十條中「左に」を「次に」に改め、同條第四号

中「聴聞に基づく」を「意見の聴取に基づく」に改

め、同條第十六号中「の外」を「のほか」に改め

る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三百五十九條 住民基本台帳法(昭和四十二

年法律第八十一号)の一部を次のように改正す

る。

第三十一條の二を第三十一條の三とする。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十一條の二 この法律の規定により市町村

長がする処分については、行政手続法(平成

五年法律第 号)第二章及び第三章の規

定は、適用しない。

(政党助成法の一部改正)

第三百六十條 政党助成法(平成五年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「理由を示して」を削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、行政手続法(平成五年法律

第 号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續

その他の意見陳述のための手續に相当する手續

を執るべきことの諮問その他の求めがされた場

合においては、当該諮問その他の求めに係る不

利益処分の手續に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二十三條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の激甚災害に対処するための特

別の財政援助等に関する法律第十七條第三項に

において準用する私立学校振興助成法第十三條第

一項の規定による通知がされた場合において

は、当該通知に係る収容定員を超える入学又は

入園に関しては正を命ずる措置の手續に關して

は、第二十三條の規定による改正後の激甚災害

に対処するための特別の財政援助等に関する

法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第七十七條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の私立学校法第六十三條第一項

の規定による通知がされた場合においては、当

該通知に係る学校法人の収益事業の停止及び解

散命令の手續に關しては、第七十七條の規定に

よる改正後の同法の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措

置)

第五條 第八十三條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の私立学校振興助成法第十三條

第一項の規定による通知がされた場合において

は、当該通知に係る収容定員を超える入学又は

入園に關して正を命ずる措置の手續に關して

は、第八十三條の規定による改正後の同法の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第九十六條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の医師法第七條第五項後段の規

定による通知がされた場合においては、当該通

知に係る免許の取消し及び医業の停止の手續に

關しては、第九十六條の規定による改正後の

同法の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第九十七條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の歯科医師法第七條第五項後段

の規定による通知がされた場合においては、当

該通知に係る免許の取消し及び歯科医業の停止

の手續に關しては、第九十七條の規定による改

正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う経過

措置)

第八條 第九十八條の規定の施行前に、同條の規

定による改正前の保健婦助産婦看護婦法第十五

條第三項後段の規定による通知がされた場合に

おいては、当該通知に係る免許の取消し及び業

務の停止の手續に關しては、第九十八條の規定

による改正後の同法の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

(漁業法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第一百五十七條の規定の施行前に、同條の

規定による改正前の漁業法第三十四條第四項

(同法第三十六條第三項及び第三十八條第五項

を含む)において準用する場合を含む)の規定

による通知がされた場合においては、当該通知

に係る漁業権及び休業中の漁業許可の制限又は

条件の付加及び取消しの手續に關しては、第百

五十七條の規定による改正後の同法の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措

置)

第十條 第一百五十八條の規定の施行前に、同條の

規定による改正前の森林病虫害等防除法第三條

第三項(同法第五條第二項において準用する場

合

合を含む。の規定による公表がされた場合においては、当該公表に係る駆除命令の手續に關しては、第五百五十八條の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第八十七條の規定の施行前に、同條の規定による改正前の松くい虫被害対策特別措置法第四條の三第二項、第四條の四第二項、第九條の三第二項及び第九條の四第二項において準用する森林病害虫等防除法第三條第三項の規定による公表がされた場合においては、当該公表に係る特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令の手續に關しては、第八十七條の規定による改正後の松くい虫被害対策特別措置法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第三百二十二條の規定の施行前に、同條の規定による改正前の建築基準法第九條第二項(同法第十條第二項(同法第八十八條第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十五條第二項、第八十八條第一項、第二項及び第四項、第九十條第三項(同法第八十七條の二第一項(同法第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。並びに第九十條の二第二項(同法第八十七條の二第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による通知書の交付がされた場合においては、当該通知書の交付に係る違反建築物その他の違反工作物に対する措置、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物その他の工作物に対する措置、私道の変更又は廃止の制限、工事現場の危害の防止及び工事中の特殊建築物等又は建築設備に対する

措置の手續に關しては、第三百二十二條の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に關する規定の整理に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。又はこれらのための手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第二十條の四第五項第二号中「第七條の三第一項を」第七條の三に、「第十四條の六第一項を」第十四條の六に改める。

第五十五條の七第五項第二号中「第七條の三第一項を」第七條の三に、「第十四條の六第一項を」第十四條の六に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律の一部改正)

第十七條 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律(昭和三十三年法律第十八號)の一部を次のように改正する。

第四條中「及び第十三條を」から第十三條までに改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第十八條 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九號)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第七十一條第五項を」第七十一條第四項に、「行なわせるを」行なわせるに改め、同條第二項中「第七十一條第七項及び第八項を」第七十一條第六項及び第七項に改める。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第一号中「二十八萬五千元」を「二十九萬四千元」に改め、同項第二号中「四萬九千五百元」を「五萬百円」に改める。

第十一條第三項中「千円と」を「二千円と」に改め、同條に次の一項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日の最初の四月一日から満二十二歳に達する日の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一條の二第一項第二号中「場合」の下に「(前條第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。を)を加え、同條第二項中「扶養親族たる要件を欠くに至つた」に、「行なう」を「行なう」に改め、同條第三項中「扶養親族たる要件が生じた場合又は」を「扶養親族たる要件を欠くに至つた場合」に改め、第四号に掲

げる事実が生じた場合」の下に「又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」を加える。

第十一條の七第二項第一号中「一萬五千元」を「一萬六千元」に改める。

第十二條の二第二項中「一萬八千元」を「二萬九千元」に改める。

第十六條中「こえて」を「超えて」に、「当りの給与額の百分の百二十五」を「当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」に、「百分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算した割合」を乗じて得た額に改め、同條に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次條の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第十七條中「百分の百二十五」を「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十八條の二中「に規定する勤務一時間当たり」の給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百分の二十五を「の規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当」に改める。

第十九條の四第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第二十二條第一項中「三萬六千八百円」を「三萬七千五百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円
246,100	264,800	285,300	319,000	375,300	406,300
254,800	273,700	294,900	330,800	369,700	421,100
263,500	282,900	304,700	342,600	382,300	436,200
272,200	292,100	314,900	354,400	394,900	451,300
281,000	301,600	325,100	366,300	407,800	466,500
289,800	311,200	335,200	378,300	420,500	481,800
298,800	321,000	345,300	390,600	433,200	497,400
308,100	330,800	355,400	402,900	445,900	513,200
317,400	340,700	365,500	415,200	458,600	528,700
327,100	350,500	375,600	426,900	471,200	544,100
337,000	360,200	385,700	438,300	482,400	556,200
346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
365,900	386,800	415,300	467,000	508,800	577,900
374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
381,300	400,400	430,300	480,200		
387,900	406,100	435,200	484,800		
392,500	411,000	439,800	489,100		
397,000	415,600	444,200			
401,500	420,000	448,100			
405,900	423,900	451,900			
410,000	427,600				
413,700					
417,300					

を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	—	159,300	176,700	193,100	217,500	244,700
2	117,100	165,700	182,100	198,700	224,100	251,700
3	120,000	171,200	187,600	204,700	230,700	258,800
4	124,300	176,600	193,100	211,000	237,400	266,500
5	127,700	181,400	198,600	217,400	244,100	274,200
6	131,600	186,200	204,500	223,800	250,700	282,300
7	136,200	191,000	210,500	229,700	257,100	290,500
8	140,800	195,800	216,400	235,400	263,000	298,900
9	146,500	200,600	222,300	241,100	268,700	307,300
10	152,400	205,600	228,100	246,700	274,300	315,500
11	159,100	210,600	233,500	251,900	280,000	323,600
12	165,500	215,400	238,800	257,000	285,700	331,700
13	170,900	220,200	244,000	262,100	291,400	339,600
14	175,900	224,800	248,900	267,200	297,000	346,700
15	180,300	229,400	253,800	272,200	302,600	353,700
16	184,500	233,600	258,600	277,400	308,000	360,600
17	188,500	237,500	263,600	281,900	313,300	367,300
18	192,400	241,400	268,600	286,300	318,200	373,400
19	195,700	245,100	273,200	290,100	322,800	379,000
20	198,400	247,800	277,500	293,700	327,100	384,100
21	201,200	250,100	280,700	297,100	331,200	389,000
22	204,100	252,500	283,700	300,500	335,100	393,300
23	206,900	254,700	286,400	303,600	338,000	396,700
24	209,600	256,900	289,100	306,700	340,800	
25	212,000	259,000	291,500	309,500	343,300	
26	214,200	261,100	293,900	312,200	345,700	
27	216,400	263,400	296,300	314,700	348,100	
28	218,600	265,600	298,700	317,000		
29	220,700	267,700	301,000	319,200		
30	222,700	269,700	303,300	321,400		
31	224,600	271,700	305,300			
32	226,400	273,600				
33		275,500				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	179,200	209,500	226,500
2	130,700	164,900	185,100	217,400	235,000
3	134,900	171,500	191,400	225,500	243,700
4	139,300	178,400	197,800	234,000	252,100
5	144,200	184,000	204,700	242,600	260,300
6	149,800	188,700	212,300	250,900	268,500
7	155,600	193,400	219,700	259,000	276,800
8	161,300	198,000	226,900	267,000	285,000
9	165,600	202,300	233,200	274,900	293,200
10	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500
11	171,900	211,000	245,300	290,600	309,700
12	174,500	215,300	251,000	298,300	317,700
13	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700
14	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400
15	181,400	226,000	267,100	320,100	339,700
16	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600
17		232,200	276,600	331,200	350,900
18		235,100	280,500	335,400	355,300
19		237,100	284,100	339,500	359,400
20			287,000	342,500	363,200
21			289,800	345,400	366,500
22			292,500	348,200	369,800
23			295,200	351,200	373,200
24			297,700	354,300	376,500
25			300,200	357,200	379,300
26			302,600	360,000	382,100
27			305,000	362,400	
28			307,400	364,800	
29			309,800		
30			312,100		
31			314,300		
32			316,500		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	210,700	247,300	286,200	319,000	357,300	406,300
2	150,700	218,700	256,100	295,700	330,800	369,700	421,100
3	157,100	226,800	265,100	305,300	342,600	382,300	436,200
4	165,500	235,700	274,000	315,100	354,400	394,900	451,300
5	172,400	244,300	283,000	325,300	366,300	407,800	466,500
6	179,500	252,600	292,300	335,400	378,300	420,500	481,800
7	186,000	260,900	301,700	345,500	390,600	433,200	497,400
8	192,500	269,000	311,200	355,500	402,900	445,900	513,200
9	198,900	277,000	320,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	205,600	285,300	330,300	375,600	426,900	471,200	544,100
11	213,200	293,500	340,300	385,700	438,300	482,400	556,200
12	220,300	301,800	350,200	395,700	449,500	492,800	564,100
13	227,400	309,800	359,900	405,700	459,100	501,600	571,700
14	233,700	317,700	369,400	415,300	467,000	508,800	577,900
15	239,800	325,700	378,700	423,000	474,800	513,400	582,700
16	245,800	333,000	386,800	430,300	480,200		
17	251,400	338,500	393,900	435,200	484,800		
18	256,800	342,800	398,500	439,800	489,100		
19	262,000	346,900	402,900	444,200			
20	267,100	350,500	407,400	448,100			
21	272,100	354,000	411,800	451,900			
22	276,600	357,000	416,100				
23	280,500	360,000	420,300				
24	284,100	362,900	423,900				
25	287,000						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円
274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円
274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	206,100	237,200	255,700
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400
3	152,100	194,300	218,600	254,300	273,100
4	158,900	201,000	224,900	263,000	281,900
5	165,800	206,400	231,200	271,700	290,500
6	172,800	210,600	238,300	280,400	299,000
7	180,600	214,500	245,300	288,900	307,700
8	187,500	218,700	251,000	297,200	316,400
9	190,200	221,800	256,500	305,500	324,800
10	192,900	224,800	262,000	313,500	333,200
11	194,900	227,800	267,400	321,500	340,600
12	196,800	230,700	272,700	329,400	347,100
13	198,600	233,700	277,200	335,200	353,500
14	200,200	236,600	281,500	340,100	359,800
15		238,700	285,300	344,800	365,600
16			289,000	349,200	371,300
17			291,200	352,900	376,400
18				356,300	380,700
19				359,400	384,900
20				362,400	388,800
21				365,100	391,600
22				367,800	
23				370,200	
24					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	222,700	256,200
2	152,300	167,200	192,200	229,800	265,000
3	158,800	174,000	200,000	237,600	273,900
4	165,500	182,900	207,700	246,200	282,700
5	172,200	191,700	214,600	255,000	291,500
6	180,300	199,100	221,100	263,800	300,000
7	189,000	206,000	227,600	272,600	308,700
8	196,400	212,800	234,000	281,400	317,000
9	203,300	219,000	241,800	290,100	325,600
10	210,100	225,100	249,400	298,100	334,100
11	216,300	231,400	257,100	306,200	342,600
12	222,400	237,900	264,800	314,400	351,100
13	228,700	245,400	272,600	322,600	359,500
14	235,200	252,800	280,100	330,800	367,900
15	242,700	260,400	287,600	338,600	376,300
16	250,100	267,900	295,500	346,500	384,400
17	257,200	274,800	303,600	354,400	392,400
18	263,800	281,700	311,800	362,300	399,500
19	270,000	288,800	320,000	370,100	406,000
20	276,400	295,700	327,700	377,500	410,500
21	282,900	302,600	335,600	384,900	414,700
22	289,300	309,400	343,400	392,000	418,600
23	295,900	316,100	351,300	398,400	422,400
24	302,200	322,800	359,100	402,700	426,100
25	308,200	329,600	366,500	406,600	429,300
26	314,400	336,500	373,900	410,300	432,500
27	320,300	343,500	381,000	414,000	
28	325,900	349,800	387,400	417,700	
29	330,400	355,400	391,700	420,700	
30	334,700	360,400	395,600	423,700	
31	339,200	365,400	399,300		
32	343,600	368,800	402,900		
33	346,200	372,100	406,600		
34		375,400	409,600		
35		378,800	412,500		
36		381,500			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円
274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	241,600	281,600	315,200	351,100	434,400
2	156,900	207,100	249,600	292,500	326,000	363,900	447,500
3	166,000	215,500	257,800	303,300	336,900	376,800	460,500
4	175,200	223,800	267,600	314,100	374,600	389,600	473,500
5	184,500	231,100	277,300	324,600	358,300	402,300	486,300
6	194,400	238,000	286,900	335,000	369,000	414,900	498,800
7	203,600	244,200	296,200	345,100	379,400	427,400	511,300
8	210,000	250,600	305,200	354,700	389,700	439,900	523,200
9	215,900	257,900	313,400	364,300	399,700	452,000	534,200
10	220,200	264,700	321,500	373,300	409,600	463,500	543,400
11	223,500	271,400	329,600	381,900	419,400	474,900	552,500
12	226,700	277,400	337,400	391,200	429,000	486,200	560,800
13	229,900	283,000	345,200	400,400	438,200	496,200	568,400
14	233,100	288,400	352,900	409,400	447,200	505,000	574,200
15	236,200	293,200	360,600	417,300	454,600	513,000	578,800
16	239,400	297,800	368,000	425,200	461,100	520,600	
17	242,600	302,400	375,300	433,000	467,200	527,400	
18	245,800	305,700	382,000	438,900	472,900	532,600	
19	247,900		386,100	443,600	478,500	537,600	
20			390,000	448,300	483,900	541,800	
21			393,900	452,900	488,500	545,900	
22			397,700	457,300	492,600		
23			401,500	461,600	496,500		
24			405,200	465,800	500,400		
25			408,800	469,600			
26			412,200	473,300			
27			415,600	477,000			
28			419,000				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	206,100	237,200	255,700
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400
3	152,300	194,300	218,600	254,300	273,100
4	159,600	201,000	224,900	263,000	281,900
5	167,100	206,400	231,200	271,700	290,500
6	174,600	211,500	238,300	280,400	299,000
7	181,100	216,200	245,300	288,900	307,700
8	187,500	220,800	251,800	297,200	316,400
9	191,900	225,100	258,000	305,500	324,800
10	195,900	229,400	264,200	313,500	333,200
11	199,800	234,100	270,300	321,500	341,300
12	203,700	239,200	276,000	329,400	348,900
13	207,400	244,400	281,700	336,300	356,400
14	210,700	249,400	287,400	342,200	363,900
15	214,000	253,900	293,200	347,800	370,500
16	217,200	258,100	298,100	352,900	376,800
17	220,300	261,800	303,000	357,000	382,700
18	222,900	265,500	307,400	360,500	387,300
19	225,400	267,600	311,100	364,000	391,800
20	227,600		313,700	367,300	395,800
21	229,600		316,300	370,600	399,400
22			319,000	373,400	402,200
23			321,600	376,100	
24			324,300	378,500	
25			326,900		
26			329,100		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	195,500	220,300	250,200	281,400
2	133,000	166,500	201,800	227,000	258,000	289,100
3	136,700	174,000	207,500	234,100	266,000	296,900
4	141,300	182,100	213,700	241,900	273,500	304,700
5	146,700	189,000	220,200	249,800	280,400	312,600
6	152,500	195,000	226,900	257,500	286,900	320,800
7	159,100	201,000	234,000	265,000	293,200	329,200
8	166,200	205,900	241,700	271,500	299,400	337,600
9	173,100	211,500	249,400	277,800	305,400	346,000
10	180,800	217,100	256,900	284,000	311,400	354,400
11	187,700	222,900	264,100	289,900	317,500	362,800
12	193,600	228,800	270,300	295,500	323,600	371,500
13	199,400	234,400	276,400	300,700	329,600	379,800
14	204,300	240,200	282,500	305,800	335,500	387,800
15	209,100	246,000	288,000	310,700	341,400	395,100
16	213,800	251,700	293,400	315,500	346,900	402,200
17	218,500	257,200	298,200	319,800	352,000	408,900
18	222,800	262,400	303,000	324,000	356,800	415,300
19	227,500	267,600	307,600	328,100	360,300	421,400
20	231,600	272,200	311,500	331,700	363,800	427,100
21	234,500	276,100	315,100	335,300	367,300	432,300
22	237,400	279,300	318,200	338,400	370,700	436,800
23	239,400	282,400	321,300	341,200	374,100	440,500
24		285,100	324,100	344,000	377,500	
25		287,600	326,500	346,700	380,500	
26		290,000	329,000	349,200	383,400	
27		292,400	331,600	351,700	386,300	
28		294,500	334,100	354,200		
29			336,600			
30			338,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	240,200	273,700	343,900
2	156,200	196,100	248,800	284,500	355,700
3	163,800	204,400	257,600	295,300	367,600
4	173,300	212,800	266,600	306,100	379,600
5	183,100	221,400	276,200	317,000	391,800
6	190,600	230,100	285,900	328,100	403,700
7	197,800	238,800	296,000	339,000	415,600
8	205,000	247,400	306,200	349,900	427,500
9	212,600	256,000	316,000	360,800	439,400
10	221,000	264,700	325,700	371,600	451,300
11	227,700	273,600	335,300	382,200	463,300
12	235,800	282,400	344,900	391,700	475,600
13	243,600	291,100	354,600	401,000	488,000
14	251,100	298,700	364,300	410,200	500,500
15	258,000	306,300	373,800	419,100	513,300
16	264,800	313,100	382,900	427,600	525,700
17	271,100	319,700	391,800	435,800	536,800
18	277,400	326,300	400,200	443,900	547,800
19	283,600	332,800	408,400	451,700	558,500
20	289,500	339,100	416,400	459,300	568,600
21	295,300	345,400	424,100	466,900	577,700
22	300,800	351,700	431,700	474,400	584,700
23	305,900	357,900	438,500	481,200	589,800
24	311,000	364,000	445,200	487,900	594,600
25	315,100	370,000	450,000	494,000	
26	319,200	375,300	453,900	498,300	
27	323,000	379,400	457,800	501,900	
28	326,700	383,100	461,700	505,400	
29	329,500	386,700	465,000		
30	332,200	390,300	468,200		
31	334,900	393,900			
32	337,600	397,500			
33	340,200	401,000			
34	342,800	404,200			
35	345,400	407,300			
36	347,900	410,300			
37	350,300				
38	352,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1			294,100	392,300
2	143,100	184,700	303,900	402,400
3	149,400	191,400	313,700	412,600
4	156,200	198,000	323,500	422,700
5	163,700	204,900	333,300	432,900
6	172,300	211,900	343,100	443,200
7	181,300	219,200	352,900	453,500
8	187,800	226,600	362,700	463,800
9	194,300	234,300	372,500	474,300
10	200,700	242,400	382,500	485,000
11	207,200	250,700	392,400	495,600
12	213,800	260,000	402,300	505,300
13	220,700	269,300	411,800	513,900
14	227,900	278,600	421,200	521,600
15	235,200	288,000	430,600	526,200
16	242,700	297,400	439,900	
17	250,000	306,800	449,200	
18	257,300	316,500	458,500	
19	264,500	326,100	467,800	
20	271,000	335,700	476,400	
21	277,400	345,100	484,800	
22	283,500	354,500	492,900	
23	289,500	363,900	499,900	
24	295,500	373,300	504,100	
25	301,500	382,200		
26	307,500	390,500		
27	313,400	398,800		
28	319,300	407,200		
29	324,900	415,500		
30	329,100	422,600		
31	333,100	429,600		
32	336,900	435,400		
33	340,400	440,600		
34	343,200	445,500		
35	345,900	450,000		
36	348,500	453,000		
37	351,000			
38	353,500			
39	355,700			
40	357,900			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	255,000	388,000
2	143,100	158,300	264,700	397,000
3	149,400	166,200	274,500	406,000
4	156,200	174,800	284,300	415,000
5	163,700	184,700	294,100	424,100
6	172,300	191,400	303,900	433,300
7	181,300	198,000	313,700	442,600
8	187,800	204,900	323,500	451,500
9	194,200	211,900	333,300	459,700
10	200,500	219,200	343,000	467,700
11	206,600	226,600	352,700	475,400
12	212,800	234,300	361,700	483,000
13	219,100	242,400	370,500	489,600
14	225,900	250,700	379,300	494,900
15	232,400	260,000	388,100	499,000
16	238,900	269,300	396,600	
17	245,100	278,600	405,000	
18	251,300	288,000	413,500	
19	257,400	297,400	421,900	
20	263,200	306,800	430,300	
21	268,600	316,500	438,200	
22	273,900	326,000	445,100	
23	278,800	335,500	451,600	
24	283,500	344,800	456,900	
25	287,300	353,300	461,400	
26	291,100	361,700	465,200	
27	294,500	369,900	468,400	
28	297,500	377,800	471,400	
29	300,100	385,500		
30	302,600	392,500		
31	304,900	399,500		
32	307,300	406,300		
33	309,400	412,500		
34		418,600		
35		423,900		
36		428,500		
37		432,900		
38		436,700		
39		439,300		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	197,100	240,200	295,300	439,300
2	164,700	205,000	248,800	306,100	451,200
3	175,000	213,100	257,600	317,000	463,100
4	185,700	221,600	266,600	328,100	475,200
5	196,100	230,200	276,200	339,000	487,500
6	202,700	238,800	285,900	349,900	500,100
7	209,600	247,400	296,400	360,800	512,900
8	216,700	256,000	307,000	371,600	525,400
9	224,000	264,700	318,000	382,200	536,500
10	231,300	273,600	328,900	392,900	547,500
11	238,600	282,600	339,800	403,700	558,200
12	246,700	292,100	350,600	415,600	568,300
13	254,300	301,700	361,300	427,500	577,400
14	261,600	311,400	371,800	439,400	584,500
15	268,800	320,800	382,100	451,300	589,600
16	275,900	330,100	392,000	463,200	594,400
17	282,700	339,200	401,500	475,300	
18	289,200	348,000	410,500	487,600	
19	295,400	356,900	419,300	500,200	
20	301,100	365,500	427,600	511,400	
21	306,400	374,100	435,500	518,800	
22	311,900	382,700	443,200	526,000	
23	317,300	391,200	450,400	533,100	
24	322,200	399,600	457,600	540,100	
25	326,800	407,700	464,500	546,300	
26	331,300	415,600	470,500	551,200	
27	334,600	423,300	476,500	555,500	
28	338,000	430,500	480,900		
29	341,200	437,600	484,700		
30	344,700	443,900	488,200		
31	348,100	449,800			
32	351,100	455,700			
33	354,100	459,700			
34	357,000	463,100			
35	359,900	466,400			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	244,100	284,200	328,300
2	130,800	177,100	253,600	294,000	340,300
3	135,000	186,700	263,100	304,200	352,300
4	140,000	195,000	272,800	314,500	364,400
5	146,000	203,400	282,400	325,000	376,500
6	153,500	212,100	292,100	335,300	389,600
7	161,400	220,100	302,100	345,300	402,900
8	169,300	228,000	312,200	355,100	416,700
9	177,200	236,000	322,300	364,800	430,500
10	184,300	243,900	332,100	374,500	444,400
11	191,300	251,300	341,200	384,100	458,300
12	198,300	258,500	349,900	393,700	472,100
13	205,300	265,600	358,200	403,200	485,900
14	212,400	272,600	365,600	412,700	499,400
15	220,300	279,500	372,700	422,200	512,700
16	228,100	286,200	379,700	431,700	525,900
17	234,100	293,000	386,500	441,100	539,300
18	240,100	299,800	393,300	450,400	550,800
19	245,800	306,800	400,000	459,500	559,400
20	251,400	313,800	406,200	467,200	566,900
21	257,000	320,700	412,000	474,900	573,100
22	262,600	327,600	417,500	480,400	578,500
23	268,000	334,500	422,600	485,100	582,700
24	273,300	340,000	427,200	489,100	
25	278,400	345,300	431,500		
26	282,600	349,400	435,100		
27	286,600	353,300	438,600		
28	289,700	357,200			
29	292,800	361,000			
30	295,700	364,800			
31	298,400	368,000			
32	300,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	284,100	321,400	411,600
2	227,600	295,800	333,300	424,200
3	237,000	307,500	345,400	436,400
4	247,400	319,300	357,600	448,400
5	257,800	331,100	369,600	460,400
6	269,100	343,100	381,600	472,400
7	280,700	355,100	394,000	484,000
8	292,300	367,100	406,800	495,500
9	303,800	379,100	419,300	506,800
10	315,100	391,400	431,500	518,100
11	324,800	402,500	443,500	529,400
12	334,000	413,000	455,100	540,200
13	343,200	423,100	466,600	551,000
14	352,300	432,900	477,900	561,700
15	361,400	442,700	489,100	571,700
16	370,300	452,300	500,100	581,200
17	379,200	461,900	510,800	590,000
18	387,300	471,500	521,500	597,100
19	392,700	479,100	532,100	602,300
20	398,100	486,300	540,300	607,100
21	401,200	492,800	548,300	
22		497,600	553,800	
23		502,300	559,100	
24		506,800	564,200	
25		511,300	568,700	
26		515,000	573,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円
2	135,100	170,000	204,100	227,400	263,800	304,600	340,800	407,600
3	140,500	176,200	210,900	235,500	272,900	314,400	352,600	420,400
4	147,000	182,500	218,500	243,700	282,100	324,200	364,500	433,600
5	153,500	188,700	226,200	251,900	291,300	334,000	376,400	446,900
6	160,500	194,700	234,200	260,100	300,500	343,900	388,500	460,200
7	167,600	200,700	242,200	268,300	309,900	353,900	401,000	474,200
8	173,500	206,700	250,200	276,700	319,500	364,000	413,600	488,500
9	179,400	213,200	258,300	285,000	329,100	374,300	425,800	502,400
10	184,300	220,300	266,300	293,500	338,800	384,700	437,600	516,000
11	189,200	227,200	274,300	302,000	348,600	394,900	449,200	524,200
12	193,900	233,600	282,300	310,300	357,900	405,100	459,100	531,700
13	198,400	239,800	290,200	318,600	367,000	414,900	467,000	538,700
14	202,500	246,000	298,100	326,700	375,500	422,800	474,800	545,400
15	206,800	251,800	305,900	334,700	382,700	430,200	482,300	550,800
16	211,200	257,400	313,600	341,100	389,600	435,200	486,800	555,300
17	215,500	262,700	320,800	347,100	395,500	439,800	491,100	
18	219,800	267,900	327,600	353,000	401,200	444,200		
19	223,200	272,800	332,700	357,300	406,000	448,100		
20	226,300	277,500	337,400	361,500	410,400	451,900		
21	229,300	281,100	341,400	365,600	414,700			
22	231,700	283,900	344,600	369,300	418,400			
23	233,700	286,700	347,600	372,800	422,000			
24		289,300	350,500	376,000				
25		291,800	353,400	378,900				
26		294,000	356,200	381,700				
27		296,200	359,000	384,500				
28			361,500					
29			363,900					
30			366,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	213,000	233,600	263,500	298,500	331,100
2	147,800	173,800	219,000	240,600	271,700	308,000	342,900
3	153,200	181,800	226,200	247,700	280,000	317,700	354,700
4	159,000	190,000	233,300	254,800	288,100	327,700	366,500
5	164,800	195,700	240,300	261,900	296,200	337,700	378,500
6	172,800	201,300	247,300	269,200	304,500	347,700	390,900
7	180,800	206,900	254,300	276,500	312,700	357,800	403,500
8	188,700	212,700	261,300	283,800	320,900	368,000	415,800
9	193,500	218,700	268,300	291,200	328,800	378,300	428,000
10	198,300	225,500	275,400	298,900	336,800	389,000	440,100
11	203,100	232,500	282,500	306,600	344,900	399,800	452,200
12	208,000	239,500	289,700	314,200	353,000	410,200	463,200
13	213,100	246,500	296,900	321,700	361,100	420,400	472,600
14	218,000	253,500	304,300	329,200	369,400	430,300	481,800
15	223,400	260,400	311,600	336,700	377,700	440,200	490,400
16	228,900	267,200	318,700	343,900	386,200	449,200	497,900
17	234,300	273,900	325,600	351,200	394,100	458,000	502,900
18	239,700	280,500	332,500	358,400	401,100	466,300	507,200
19	245,000	286,700	339,200	365,600	406,700	473,700	511,200
20	250,300	292,800	345,900	371,900	411,800	478,600	
21	255,300	298,900	352,600	377,800	416,800	482,800	
22	260,300	305,000	358,900	383,600	420,900	486,500	
23	264,800	311,100	364,500	388,100	424,400		
24	269,200	317,200	369,800	392,300	427,100		
25	273,500	322,800	374,600	396,000			
26	277,700	327,900	378,500	399,600			
27	281,500	332,300	382,300	402,600			
28	285,100	336,600	385,500	405,200			
29	288,000	340,700	388,500				
30	290,800	343,400	391,300				
31	293,500	346,100	393,800				
32	296,200	348,700					
33	298,800	351,300					
34	301,300	353,900					
35	303,700	356,300					
36	306,000	358,700					
37	308,200	361,100					
38	310,400	363,500					
39	312,600						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					568,000
2					629,000
3					699,000
4					776,000
5					836,000
6					898,000
7					980,000
8					1,060,000
9					1,138,000
10					1,218,000
11					1,290,000
12					1,317,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十六条、第十七条及び第十八条の二の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)
3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)
4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)
6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでない

ればならない。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律(次項の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

9 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第七条第一項中「第十一条第三項の下に」及び第四項を加える。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四

年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百二十九万二千円」を「百三十一万七千円」に改め、同条第三項中「百五十八万八千円」を「百六十一万二千円」に、「八十二万円」を「八十三万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に、「六万七千五百円」を「六万八千八百円」に改める。

第九条中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に改める。

別表第一俸給月額額の欄中「一、二六七、〇〇〇円」

を「一、二〇八、〇〇〇円」に、「一、五八一、〇〇〇円」を「一、六一一、〇〇〇円」に、「一、五一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、二九二、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、二八二、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、一七一、〇〇〇円」を「一、一三八、〇〇〇円」に、「九八六、〇〇〇円」を「一、〇〇五、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「四八三、八〇〇円」を「四九二、五〇〇円」に、「四四七、〇〇〇円」を「四五五、五〇〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「四一六、二〇〇円」に、「三六七、三〇〇円」を「三七五、〇〇〇円」に、「三二七、三〇〇円」を「三三四、二〇〇円」に、「二九四、六〇〇円」を「三〇〇、八〇〇円」に、「二六九、七〇〇円」を「二七五、六〇〇円」に、「二五〇、一〇〇円」を「二五五、六〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与)

2 改正後の法第四条第二項の規定の平成五年四

月一日から平成六年三月三十一日までの間における適用については、同項中「六万八千八百円」とあるのは、「六万八千二百円」とする。

(給与の内払)

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の一・五」を「百分の二・五」に、「百分の三・五」を「百分の四・五」に改める。

第二十五条第二項中「九万八千二百円」を「十万千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	号 俸	指 定 職 俸 給 月 額
1	230,000	313,200	350,200	392,200	446,000	1	568,000
2	238,700	323,700	363,100	405,900	462,300	2	629,000
3	248,700	334,500	376,100	419,700	478,800	3	699,000
4	258,000	345,700	389,100	433,500	495,400	4	776,000
5	270,100	356,900	402,100	447,600	512,100	5	836,000
6	279,700	368,000	415,300	461,600	528,900	6	898,000
7	290,700	379,100	428,800	475,600	546,000	7	980,000
8	300,600	390,200	442,300	489,600	563,400	8	1,060,000
9	310,600	401,300	455,800	503,500	580,400	9	1,138,000
10	320,700	412,400	468,700	517,300	597,300	10	1,218,000
11	331,100	423,400	481,200	529,600	610,600	11	1,290,000
12	341,600	434,400	493,500	541,000	619,300		
13	352,400	445,400	504,000	550,600	627,500		
14	363,200	455,900	512,700	558,600	634,400		
15	374,000	464,400	521,200	563,700	639,700		
16	384,800	472,400	527,000				
17	395,400	477,800	532,200				
18	405,700	482,700	537,200				
19	415,700	487,500					
20	424,600	491,900					
21	432,400	496,300					
22	439,600						
23	445,800						
24	451,200						
25	455,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 238,900	円 230,100	円 221,600	円 215,900	円 215,800	円 —	円 184,500	円 169,700	円 —	円 155,300	円 148,200
246,600	233,900	230,200	224,400	224,300	207,200	196,800	177,100	169,700	162,500	
254,500	237,800	237,700	231,900	231,800	215,700	206,500	184,500	177,100	166,900	
262,400	245,000	244,900	239,100	239,000	224,200	214,700	193,300	181,500		
271,500	252,200	252,100	246,300	246,200	231,700	222,300	202,500	185,900		
280,600	259,400	259,300	253,500	253,400	238,900	229,800	210,100			
289,800	267,800	267,700	261,900	261,800	246,100	236,700	217,100			
299,400	276,200	276,100	270,300	270,200	253,300	243,500	223,700			
308,900	284,600	284,500	278,700	278,600	261,700	250,300	228,600			
318,100	293,100	292,900	287,100	287,000	270,100	257,400				
327,200	301,600	301,400	295,600	295,500	278,500	265,400				
336,300	310,100	309,900	304,100	304,000	286,900	273,300				
345,400	318,600	318,400	312,600	312,500	295,200	281,200				
354,500	327,200	326,900	321,100	321,000	303,300	289,100				
363,600	336,100	335,600	329,700	329,500	311,400	295,700				
372,600	345,200	344,500	338,600	338,300	319,500	302,300				
381,500	354,100	353,400	347,500	347,100	327,600	308,800				
390,400	362,600	361,900	356,000	355,600	335,700	314,300				
399,300	371,100	370,400	364,500	364,100	343,700	319,000				
408,200	379,600	378,900	373,000	372,600	351,200					
417,100	388,100	387,400	381,500	381,100	358,700					
425,600	396,600	395,900	390,000	389,500	366,100					
433,600	404,800	404,100	398,200	397,700	373,500					
440,700	413,000	412,300	406,200	405,700	380,900					
446,600	420,800	420,100	414,000	413,500	388,000					
452,400	427,800	427,100	421,000	420,500	394,300					
457,800	433,700	432,900	426,800	426,300	399,000					
463,200	439,500	438,500	432,400	431,800						
468,400	444,900	443,800	437,700	437,000						
473,600	450,300	449,100	443,000	441,700						
478,300	455,700	454,400	448,300							
483,000	460,900	459,600	453,500							
	465,700	464,300	458,200							
	470,400	469,000								
	476,100	473,700								

この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐佐佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
号俸	俸給月額	俸給月額		俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)						
1	568,000	568,000	477,100	436,000	417,100	365,400	331,500	308,400	264,400			
2	629,000	629,000	494,200	449,800	430,600	377,100	342,300	318,500	274,000			
3	699,000	699,000	511,300	463,500	444,400	390,400	354,200	328,800	285,100			
4	776,000	776,000	528,500	477,100	458,100	403,700	365,400	339,600	294,900			
5	836,000	836,000	545,800	492,800	471,500	417,100	376,500	350,500	304,700			
6	898,000	898,000	563,500	508,900	484,900	430,600	387,600	361,400	314,500			
7	980,000	980,000	581,300	525,200	497,700	444,400	398,800	372,300	324,300			
8	1,060,000		598,300	542,500	509,800	458,100	410,100	383,200	334,100			
9	1,138,000		615,100	559,200	521,800	471,500	421,500	394,100	343,800			
10	1,218,000		628,200	574,600	534,500	484,300	433,200	405,100	353,500			
11	1,290,000		637,100	588,900	547,200	496,600	444,900	416,200	362,900			
12			645,700	602,400	559,000	508,100	456,600	427,300	372,200			
13			654,500	612,200	568,500	519,500	468,300	438,500	381,400			
14			663,300	618,400	577,100	528,300	479,900	449,800	390,600			
15				624,600	582,400	536,900	491,400	460,800	399,800			
16					587,700	542,900	502,800	468,700	409,000			
17					592,900	548,600	511,600	476,400	418,200			
18					598,100	554,200	520,000	483,000	427,400			
19						559,500	526,100	489,000	436,500			
20						564,700	532,000	494,900	444,500			
21							569,800	537,700	451,600			
22							574,800	543,300	457,500			
23								548,400	463,300			
24								553,500	468,700			
25								558,500	473,900			
26									527,000	479,100		
27										484,300		
28										489,000		
29										493,700		
30										498,400		
31												
32												
33												
34												
35												

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、
(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官
(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(一等陸士、一等海士及び一等空士の欄五号係に係る部分並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄二、三、四号係に係る部分に限る。及び附則第十一項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合には防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。))別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合には同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(調整手当てに関する暫定措置)

9 切替日から平成六年三月三十一日までの間においては、新法第十四條第三項において準用す

る一般職給与法第十一條の三第二項中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、新法第十四條第三項後段及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十四号)附則第十一項の規定にかかわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の二・五又は百分の三・五」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(切替え等の規定の準用)

11 附則第五項、第七項及び第八項の規定は、平成六年三月三十一日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士又は二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官として在職していた者の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

平成五年十一月四日印刷

平成五年十一月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局